

第 5 回検証委員会検討課題について

	検証項目	地域防災計画上の位置付け	現行の取組み	主な課題	改善策（案）	意見等
1 自助	市民の役割	ア 「自らの身は自ら守る（自助）」及び「自分たちのまちは自分たちで守る（共助）」という意識を持ち、防災訓練や地域の活動に積極的に参加し、災害時の連絡体制の整備や地域のルールづくりを進め、災害に強い市民と地域を形成する。	市ホームページに防災情報サイトを設置し、市が発令する避難情報や開設する避難所等の情報、避難に関する行動などの自助・共助に係わる内容を基本として掲載するとともに、津波ハザードマップや防災マップの配布、市役所出前講座の実施等、様々な機会を通じて災害への備えや役割等について周知している。	① アンケート調査の結果によると「ハザードマップ（水害）を見て内容も覚えていた」のは 23.0%であり、残り 77%はハザードマップを知らなかったり、知っていても内容を覚えていなかったりと、各種防災情報の市民への周知は、まだ十分とは言えない。 また、同じくアンケート調査結果によると、地域の防災訓練に「参加したことがなかった」が 70.0%となっており、災害に備えた活動が十分であるとは言えない。		
		イ 災害に対する備えを常に怠らず、住宅等の浸水対策を行うなど安全性を確保するとともに、家族の 7 日分の食料、3 日分の飲料水（1 人あたり 1 日 3ℓを目安）、暖房用燃料（灯油等）の一定数量の備蓄、自家用車の満タン給油などのほか、非常持ち出し品の準備、最寄りの避難所・避難場所の確認、災害時における家族の連絡方法の確認などに努める。	また、「住民参加型の訓練である市総合防災訓練の実施」、「市公式ユーチューブを活用した、いわき市防災講座の配信」、「広報紙による防災メールの登録促進」などを通して、地域住民自ら地域の災害リスクや避難方法を再確認していただくなど、自助、共助による防災意識の向上に努めている。			
		ウ 災害時においては、隣近所が相互に協力して助け合い、災害や避難指示等の情報の把握、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難にあたっては、障がい者や高齢者をはじめとした要配慮者への支援に努める。	※ユーチューブ防災講座のテーマ 1 回目：避難行動について 2 回目：指定避難所の感染予防について 3 回目：防災備蓄倉庫の紹介及び簡易トイレの使い方			
	これまでの検証委員会で出された意見等	・「自らの命は自ら守る」意識を徹底する ・新型コロナウイルス感染症対策も踏まえ、避難所だけでなく、親戚、知人宅へ避難する ・避難行動要支援者も含めた住民参加型の実践的な避難訓練へ参加する ・マイタイムラインを作成する ・ハザードマップで自分の避難所、避難場所を確認しておく ・防災メールの登録を行う				
2 共助	自主防災組織（地域）の役割	ア 日頃から地域の危険箇所、避難経路、要配慮者の状況等を把握し、独自の防災マップの作成、活動用資機材の整備・点検等に努める。	全ての行政区に自主防災組織を整備することを目標に、同組織が未結成となっている行政区に対する働きかけを行っている。 また、結成率が 100%でない地区をカバーするために、（仮称）地区防災連絡協議会の設置を提案している。 さらには、自主防災組織結成時に防災用の資機材の備蓄を行う場合に、当該資機材の購入に要する費用の補助を実施している。 なお、平成 27～28 年度にかけて、市内 3 地区（平城山、小名浜玉川、内郷高坂）において、モデル事業として地区ハザードマップ及び地区防災計画を策定した。また、令和元年度には、勿来地区で 1 カ所、県事業を活用して当該計画策定に着手したが、令和元年東日本台風の影響により中断している。	① 自主防災組織の結成率は、100%に達しておらず、（仮称）地区防災連絡協議会についても、全ての地区に提案できていない状況にある。 また、結成されているはずの地域であっても通知等に反応が無いなど活動が実施されていない団体もあると思われる。 さらには、現在の資機材補助は、新規結成時か災害により滅失した場合の補充の際にしか認められておらず、老朽化による更新時の対応が課題となっている。 地区ハザードマップや地区防災計画の策定については、モデル事業以後、手を挙げる地区が出てきておらず、新たな計画策定に至っていない。		

	検証項目	地域防災計画上の位置付け	現行の取組み	主な課題	改善策（案）	意見等
2 共 助		イ 組織の班編成や活動内容を明確にするとともに、市が実施する防災訓練への参加または独自の防災訓練の実施等を通じて消防団、企業等との連携を深め、地域の防災力の向上に努める。	市総合防災訓練への参加協力や、消防本部の指導による防災訓練及び自主防災組織を対象としたリーダー研修会を実施している。	② 防災士養成講座は、平成 27 年度以後、毎年開設しており、現在合計 304 人の防災士が存在するが、当初の目標である「全ての自主防災組織に 1 人以上配置」という状況には至っていない。 また、防災士養成講座により資格を取得しても、地域における防災士の役割が明確ではなく、各防災士の活動に、かなりの温度差がある。		
		ウ 市の防災士養成講座や市役所出前講座等を活用し、防災に係る知識の習得に努めるとともに、防災訓練等を通じて地域住民への啓発等に努める。	平成 27 年度より、地域の防災力向上を図る観点から、地域の防災リーダーとなるべき者を育成する目的で防災士養成講座を開設しており、これまで当該講座を受講して防災士の認証を受けた方は合計 304 名となっている。その際は、女性リーダーの育成にも努めることとしている。 なお、各自主防災組織には、その受講者の推薦等に協力していただいている。			
		エ 災害時においては、被害情報等の収集・伝達、負傷者の救出救助及び応急手当、初期消火、要配慮者等の避難誘導等を行うとともに、避難所運営に協力するよう努める。	市総合防災訓練の際には、避難所の設置・運営訓練等に参加していただいている。			
	これまでの検証委員会 で出された意見等	・地区防災計画や地区ハザードマップの策定 ・避難行動要支援者も含めた住民参加型の実践的な避難訓練の実施 ・避難行動要支援者の同意取得に向けた介護事業者等の協力 ・福祉施設等における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を通した防災教育の実施 ・避難所運営委員会による在宅被災者に対する支援				
3 公 助	市の役割	基礎的地方公共団体として、防災の第一次的責任を有し、災害から市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。	物資の提供や輸送等、災害対応時における様々な事項について関係機関・団体等と応援協定を締結している。 磐城国道事務所や地方気象台等の国の機関、いわき地方振興局やいわき建設事務所等の県の機関、その他、警察や消防団、自衛隊等の関係機関・団体の職員により構成される防災会議を設置しており、市地域防災計画の作成、改正及びその実施の推進に係わることや、防災に関する重要な事項の審議を実施している。	① 令和元年東日本台風の際には、協定締結先との間で、夜間や休日における緊急連絡網などが未整備のものが あり、相手方との調整に時間を要するなど、迅速な災害対応に支障をきたした。		

検証項目	現行の対応	主な課題	改善策（案）	意見等
河川の水位状況に関する情報発信	市民への河川の水位情報の伝達は、河川水位上昇による避難情報発令時に、エリアメール・市防災メールの発令の中で、「〇〇川が氾濫の恐れのある水位に達したため」等水位の状況について避難情報と共に発信している。	本市では17カ所の観測所により各河川の水位を観測しており、台風第19号のように市内全域の河川の水位が同時に上昇した場合、水位状況の情報発信が相当数となり、災害対応業務に支障をきたすことが想定される。		
避難所でのペットの受け入れ	避難所運営マニュアルにおいてペット連れ避難者の対応を定めており、ペット連れ避難者がいた場合はペット登録台帳に記載したうえで、原則屋外にスペースを確保し、飼い主に責任をもって飼育してもらうこととしている。 東日本台風の際は、避難勧告・避難指示の発令後に「ペット連れでの避難所への避難は可能か。」といった市民からの問い合わせが複数あり、原則屋外での飼育になるがペット連れ避難も可能である旨回答した。	一般避難所においてもペット連れ避難者の受け入れは行っているものの、避難の可否についての問い合わせが複数あったこと等から、原則屋外での飼育になることや、他の避難者への迷惑になることなどを心配し、避難の判断に迷う方や、避難が遅れる方がいたことは否定できない。 このため、ペット連れでも気兼ねなく避難できる環境の整備が課題となる。		

いわき市自主防災組織結成一覧表

令和2年4月1日現在

No.	地 区	行政区数 (A)	組織済 行政区 (B)	未組織 行政区数	行政区 結成数率 (B/A)	組織数	世帯数 (C)	組織化 世帯数 (D)	未組織 世帯数	結成率 (D/C)
1	平	118	114	4	96.61%	106	32,126	31,431	695	97.84%
2	小名浜	113	88	25	77.88%	46	22,071	18,588	3,483	84.22%
3	勿来	112	80	32	71.43%	69	13,979	10,934	3,045	78.22%
4	常磐	75	42	33	56.00%	30	10,764	7,876	2,888	73.17%
5	内郷	57	38	19	66.67%	25	8,207	6,198	2,009	75.52%
6	四倉	44	44	0	100.00%	30	4,766	4,766	0	100.00%
7	遠野	10	10	0	100.00%	13	1,527	1,527	0	100.00%
8	小川	34	26	8	76.47%	16	2,162	1,971	191	91.17%
9	好間	45	43	2	95.56%	21	3,866	3,594	272	92.96%
10	三和	11	11	0	100.00%	11	926	926	0	100.00%
11	田人	8	8	0	100.00%	9	563	563	0	100.00%
12	川前	16	16	0	100.00%	16	413	413	0	100.00%
13	久之浜・大久	13	13	0	100.00%	13	1,567	1,567	0	100.00%
合 計		656	533	123	81.25%	405	102,937	90,354	12,583	87.78%

【参考】

国結成率:84.1%(平成31年4月1日現在)※令和元年版消防白書(令和2年2月発行)より

県結成率:77.4%(平成30年4月1日現在)※平成30年版消防防災年報より

令和元年度 防災士活動アンケート 集計結果について

調査目的：東日本大震災により、自助・共助による地域防災力の向上には、自主防災組織の機能強化が不可欠であるとの認識のもと、平成 27 年度より地域の防災リーダーとしての役割が期待される「防災士」を養成する講座を開設し、これまで 253 名が防災士として各地域で活動しているところであるが、その防災士の活動実態を把握するため、防災士活動状況アンケート調査を実施した。

このアンケート調査により、今後の防災士養成講座のあり方や、研修内容、自主防災組織への関係性を検証するとともに、防災士が活動するにあたって必要な支援を確認するもの。

調査日時：令和元年 8 月 5 日（月）

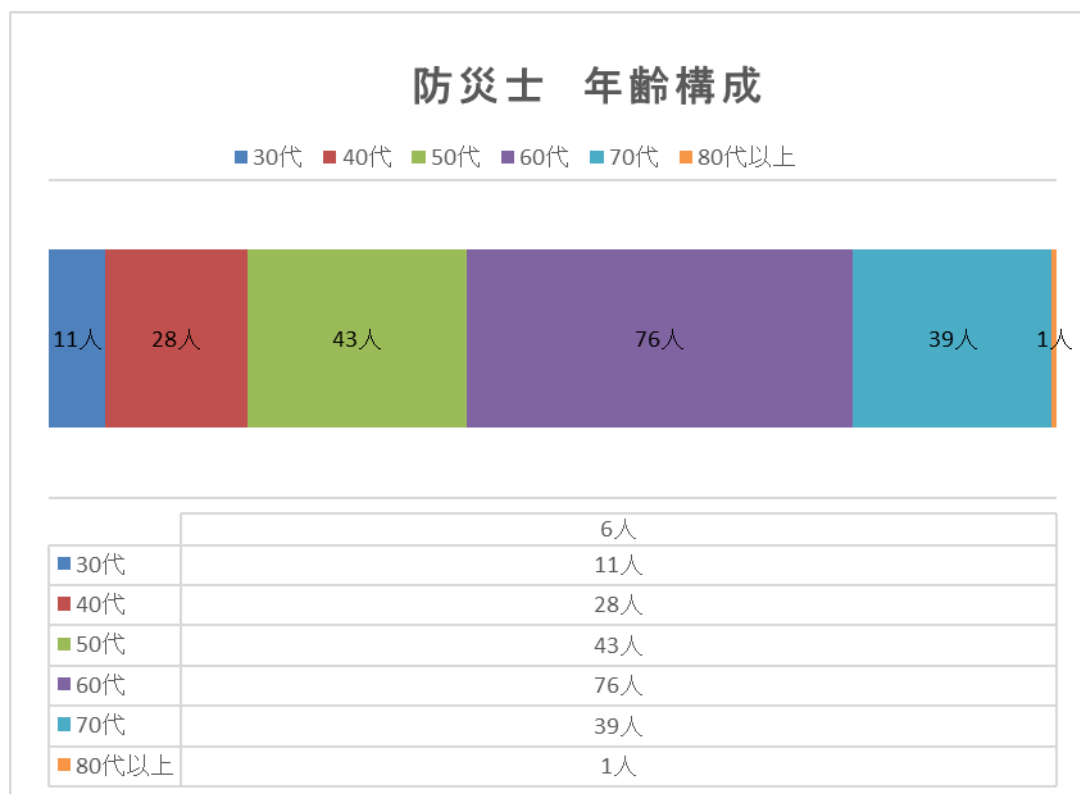
調査対象：いわき市防災士養成講座受講により防災士と認定された者 303 人

※ 令和元年 8 月 5 日現在

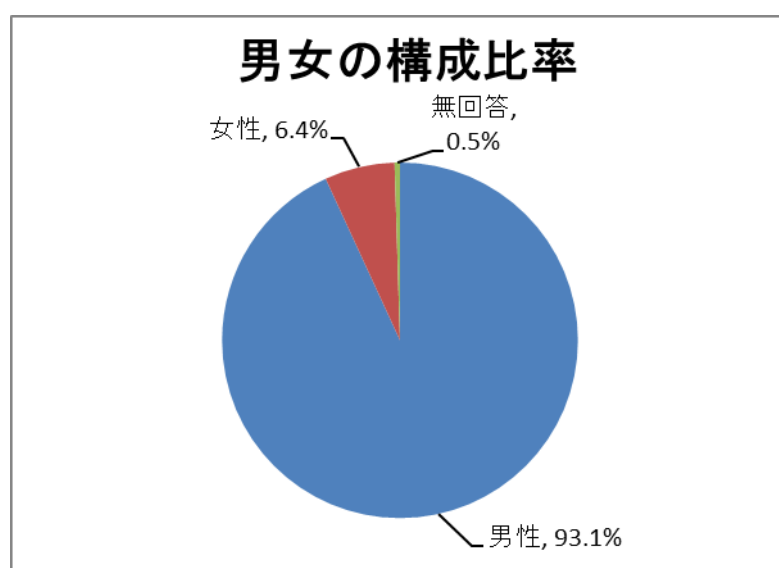
【防災士活動アンケート集計結果】

市防災士養成講座により防災士として認定された 303 名に対しアンケート調査を実施し、204 名から回答があった。（回答率 67%）

問 1 あなたの年齢を教えてください。

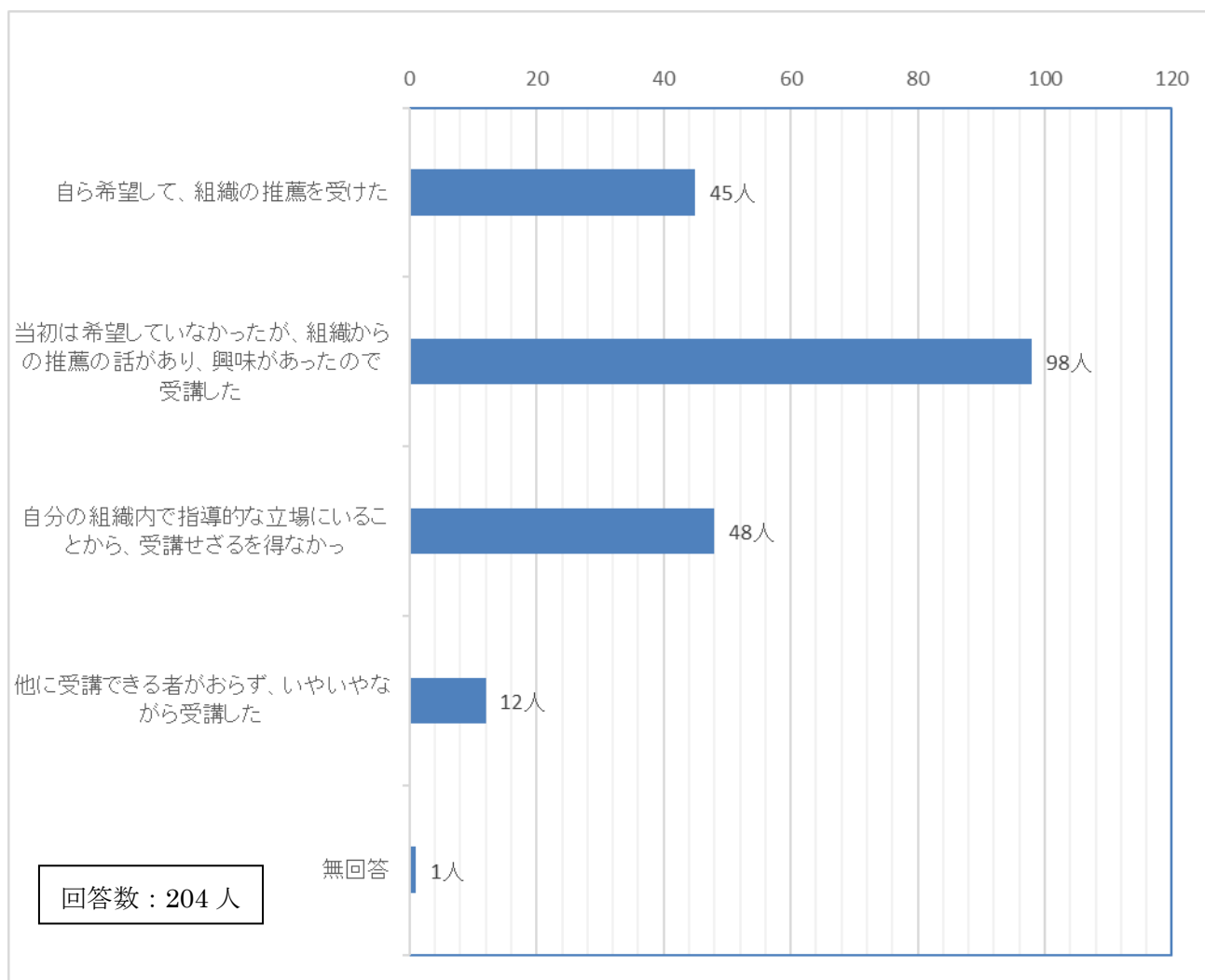


問 2 あなたの性別を教えてください

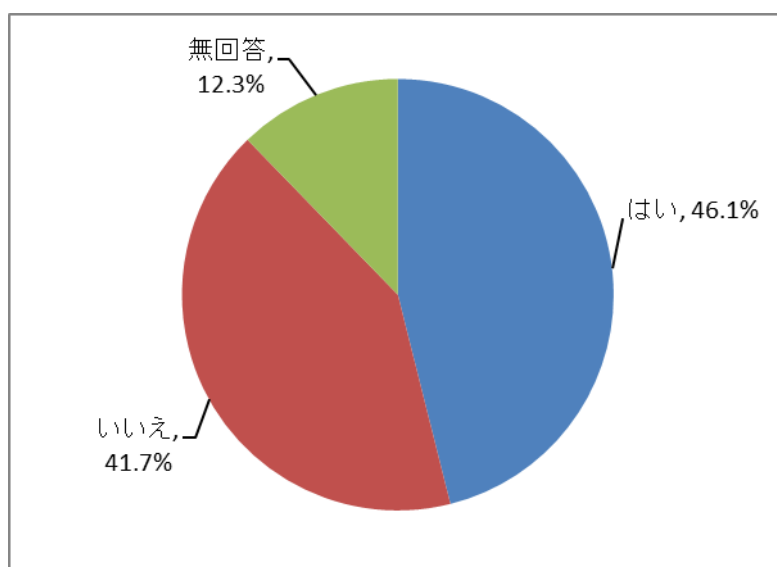


項目	回答数	比率
男性	190	93.1%
女性	13	6.4%
無回答	1	0.5%
合計	204	99.5%

問3 あなたは、どのような経緯で防災士養成講座を受講し、防災士となりましたか？



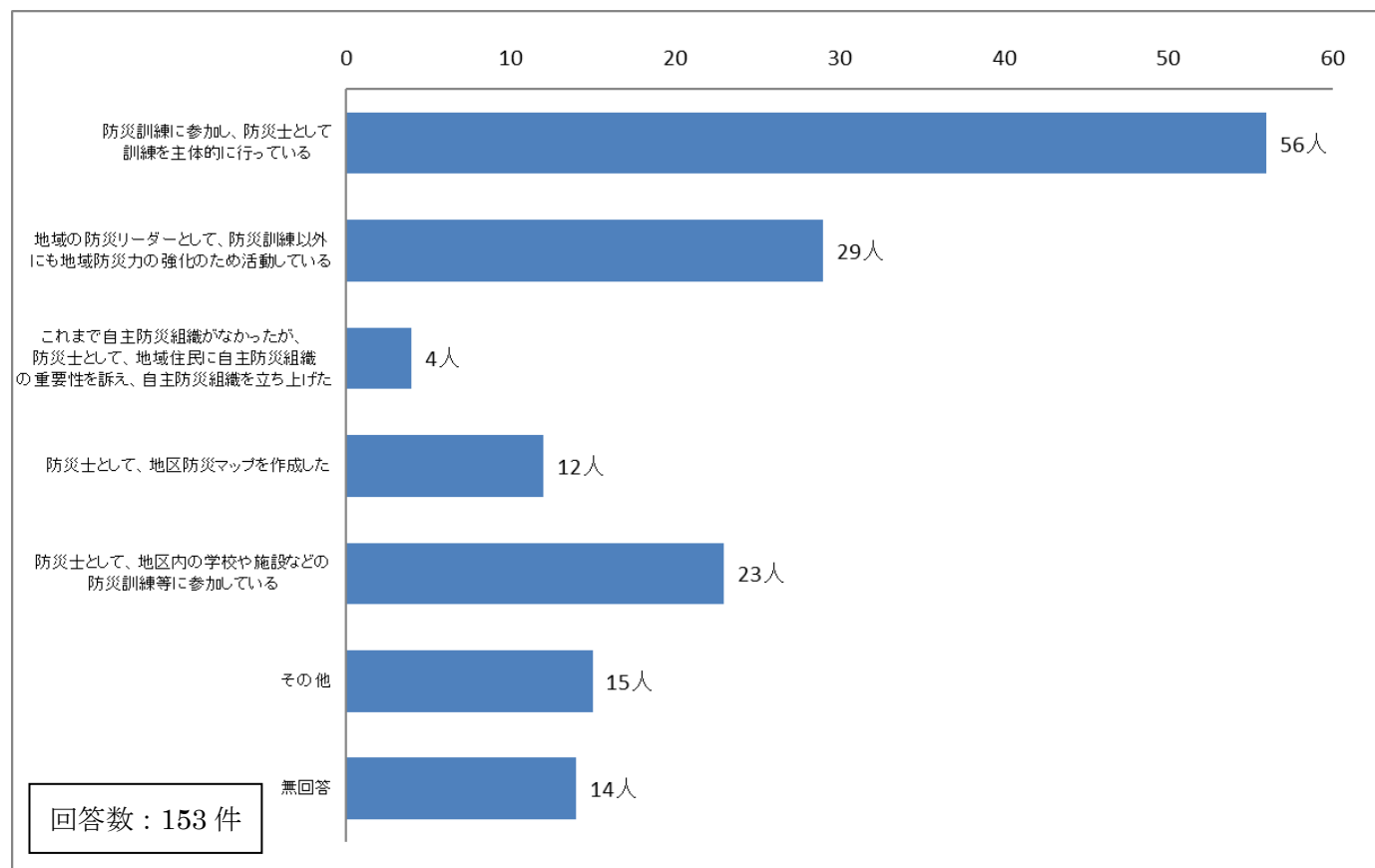
問4 あなたは防災士として、何らかの活動を行っていますか？



項目	回答数	比率
はい	94	46.1%
いいえ	85	41.7%
無回答	25	12.3%
合計	204	100.0%

問4で「はい」と回答した94名が、問5から問9までの設問に回答

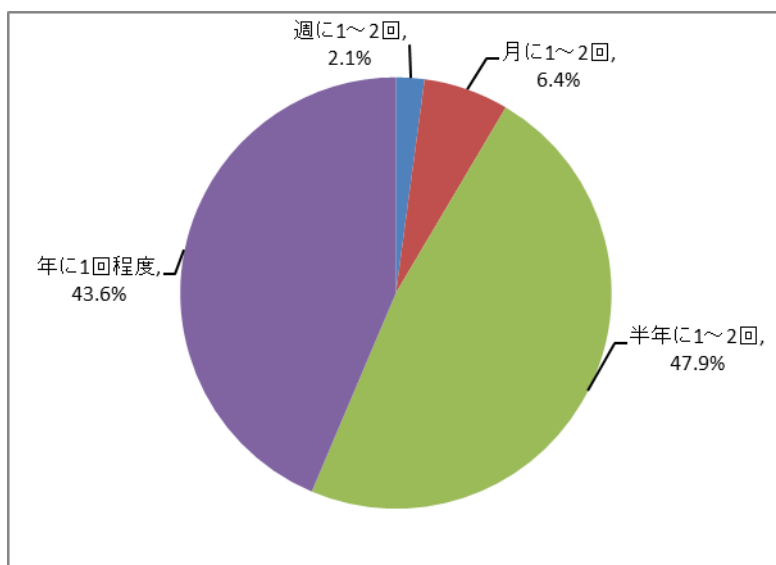
問5 あなたは防災士として、どのような活動を行っていますか？ ※ 複数回答可



【その他意見】

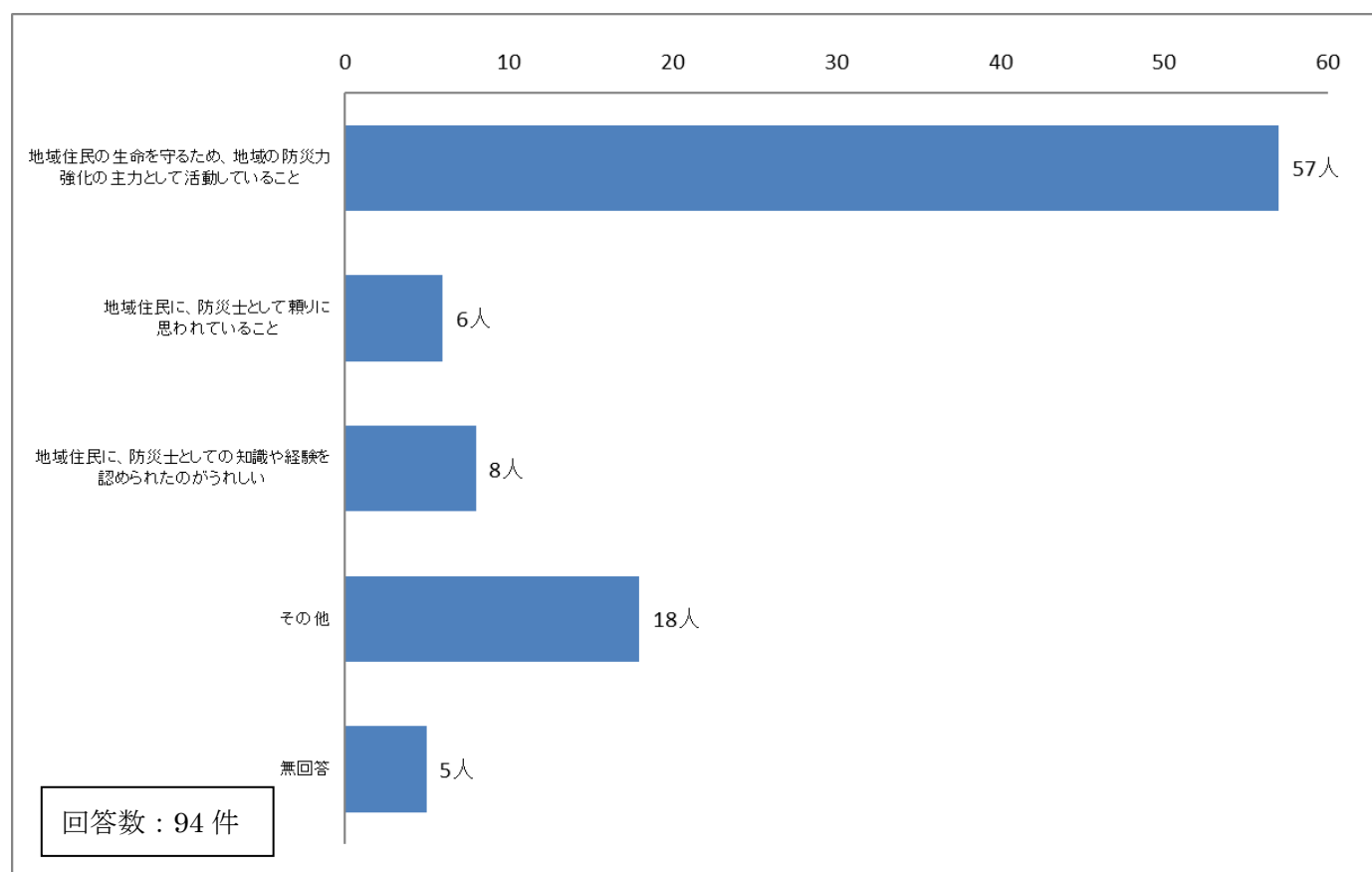
- ・ 職場での防災アドバイス、BCP作り推進活動をしている。(50代男性)
- ・ 行政区として、消防署の協力のもと、防災講話や消火器取扱い訓練を毎年9月に実施している。(60代男性)
- ・ 消防団員としての活動に、防災士として得た知識を活かしながら活動している。(50代男性)
- ・ 防災について、他人事と思われがちであり、災害情報や防災に関する情報を住民に理解できるように連絡を絶やさないようしている。(70代男性)
- ・ 自治会からの要請により防災講話を行っている。(70代男性)
- ・ 地区内の集会所においてサロンが行われており、その中で防災意識が向上するような話をしている。なお、自主防災組織の立ち上げには至っていない。(70代男性)
- ・ 市主催の防災訓練に参加している。(70代男性)
- ・ 自宅周辺の詳細な地区防災マップの作成や、過去の被災状況の把握を行っている。(60代男性)
- ・ 防災士として得た知識を、ボーイスカウト活動の指導の際に役立てている。
- ・ 自主防災会として、消防署に協力を養成しながら、防災訓練を実施している。(70代男性)
- ・ 地区の高齢者マップ作成に参加した。(60代男性)
- ・ 自治会役員の任期を終えたが、防災士の知識を活かし、相談役として活動している。(60代女性)

問6 あなたの防災士としての活動の頻度を教えてください



項目	回答数	比率
週に1～2回	2	2.1%
月に1～2回	6	6.4%
半年に1～2回	45	47.9%
年に1回程度	41	43.6%
合計	94	100.0%

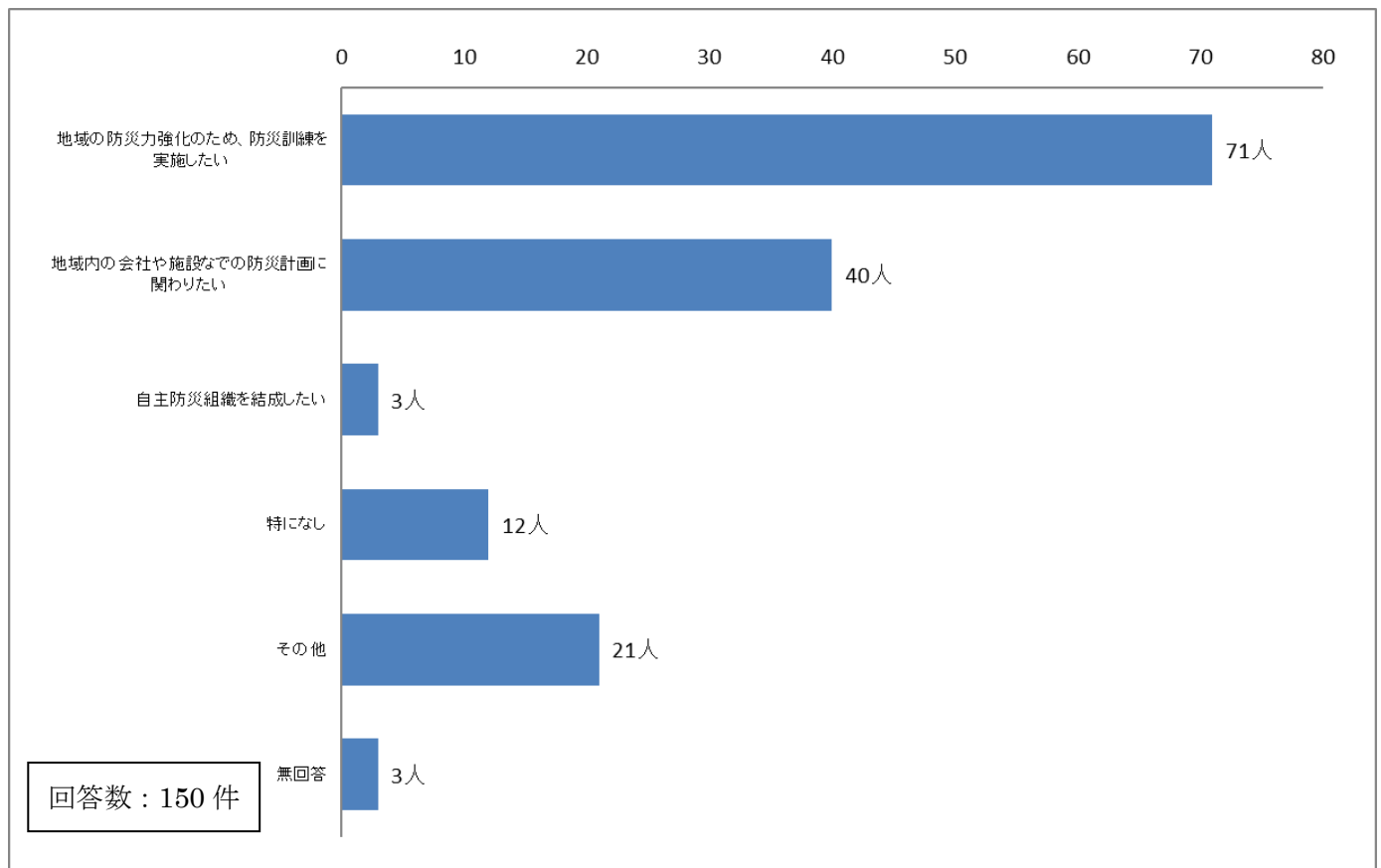
問7 あなたが防災士として、やりがいに思っていることは何ですか？



【その他意見】

- ・ 防災士の知識を消防団活動に活かしている。(50代男性)
- ・ 防災士としての知識の向上と自信。(70代男性)
- ・ 自治会の役員として地域住民へ、防災意識の啓蒙活動を行っている。(70代男性)
- ・ 地域に貢献できること。(60代男性)
- ・ 地域住民と、防災について話ができること。(60代男性)

問 8 あなたが今後、防災士としてやりたいことはなんですか？ ※ 複数回答可



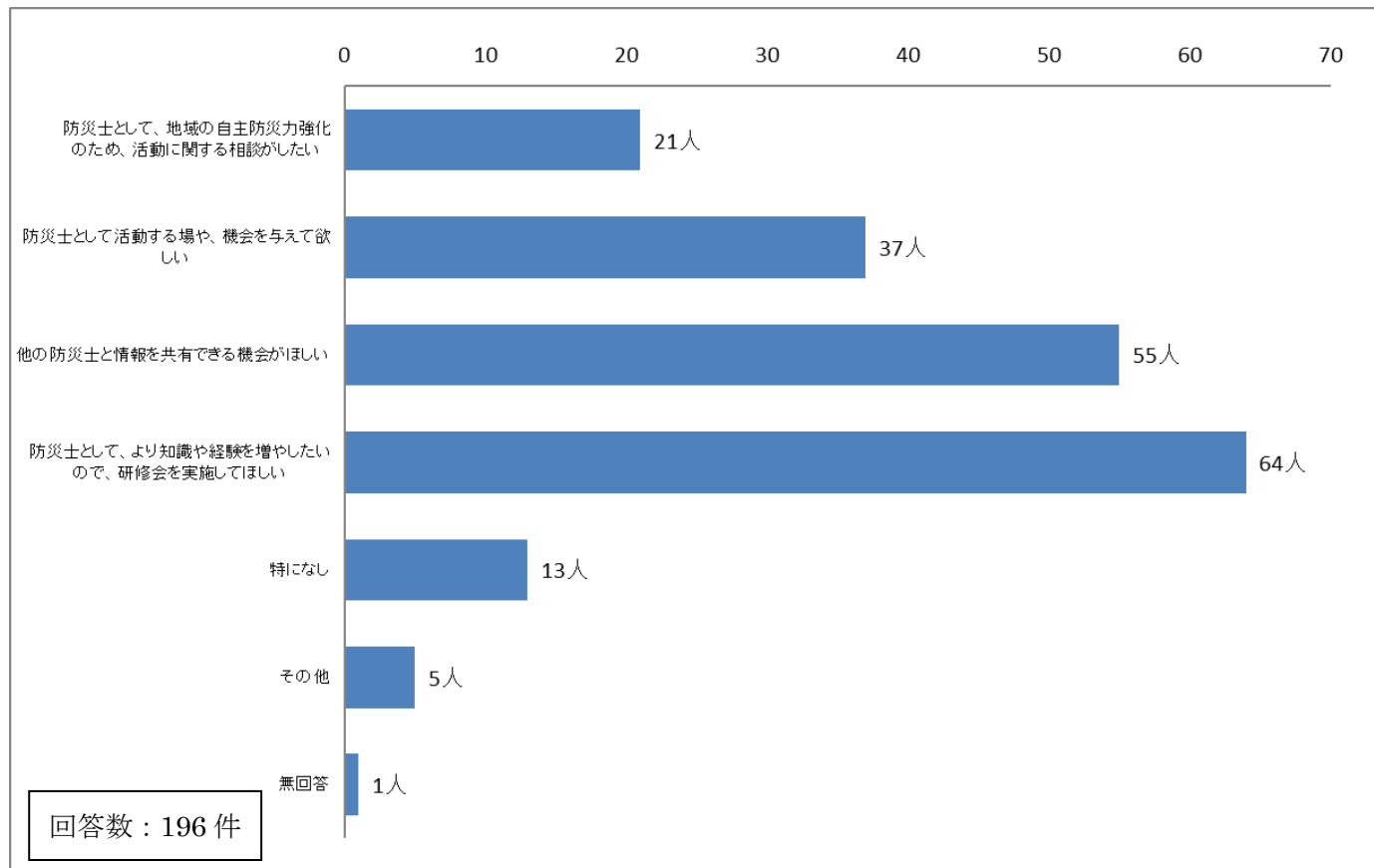
【その他意見】

- ・ 地域の社会的弱者のための防災について、より深く考えたい（60 代女性）
- ・ 既存の防災会は、組織に情熱がないことから、常在戦場の気持ちを注入したい。（70 代男性）
- ・ 自治会役員に防災士養成講座の受講を勧めたい
- ・ 防災士として日常的に、豪雨、火山噴火、地震や異常気象等が発生した場合の対応策を考え、地域住民への周知を図りたい。（60 代男性）
- ・ 地区住民の世帯構成や状況を把握する民生委員や、消防団と情報を共有し活動する。（60 代男性）
- ・ 地区内の防災士間で協力関係を築きたい。（60 代男性）
- ・ 地区のイベントで防災ゲームなどを実施し、地区住民の防災意識の向上を図りたい。（60 代男性）
- ・ 自治会との交流や、地区住民が協力し合える自主防災組織を作りたい。（30 代男性）（60 代男性）
- ・ 地域の子供たちに対して防災教育を実施したい。（70 代男性）
- ・ 地区内の危険個所などを記載した防災マップを作成したい。（60 代男性）
- ・ 地域の大きな問題点である「高齢化」について、災害発生時に、地区内の民生委員や自治会役員等と連携してどのような行動をとれば良いか検討したい。（60 代女性）
- ・ 災害時要援護者とその支援者に対して、避難訓練を実施したい。
ベットから車いすやタンカへの移動、聴覚障がい者や視覚障がい者への誘導方法など、名簿だけでは、どのくらい行動できるのか分からない。
また、各地区で実施している防災訓練では、要援護者等について社会福祉協議会で担当しているが、現実には即していないと感じる。（60 代女性）
- ・ 地域住民に、身の周りの危険個所について目を向けたり、気付いたりできるような機会を作り、

活動したい。(40代男性)

- ・ 地域の高齢者の避難方法などの知識を学びたい。(60代男性)

問9 あなたが防災士として活動するにあたり、市に望むことはなんですか？ ※ 複数回答可



【その他意見】

- ・ 若い世代の防災士の育成を希望する (60代男性)
- ・ 他の防災士の活動をもっと知りたい。(70代男性)
- ・ 支所単位ではなく、地区単位での防災訓練を実施して欲しい。(60代男性)
- ・ 防災士の資格取得のさらなる支援と、自立した自主防災組織体制の基礎作りに協力して欲しい。(50代男性)
- ・ 消防団員の防災士資格取得が、地域防災に大変重要であるとする。
- ・ 自治会単位での防災士は、高齢者が多く、自主防災組織立ち上げ時には有効だが、その後の防災活動の継続が難しい。(50代男性)
- ・ 防災士に必要な最新の知識の提供。(70代男性)
- ・ 地区内の防災意識向上のため、防災関連情報を年に1～2回回覧して欲しい。
- ・ 市(危機管理課)における防災対策として重要なことの一つに、「情報」があり、情報の共有は意識の共有に繋がると考えている。

情報の発信は、インターネットなどを介した防災メールや市ホームページなどで行っていると思うが、SNSなどの活用をもっと積極的に行って欲しい。

例として、SNSの中に防災関連のコーナーを設け、災害情報の他に、防災のワンポイント情報や、防災用語の解説、地域の先進事例を掲載するなど活用してはどうか。

情報の発信は、防災に関するPRに繋がり、それが市民の防災意識の向上となると考えます。

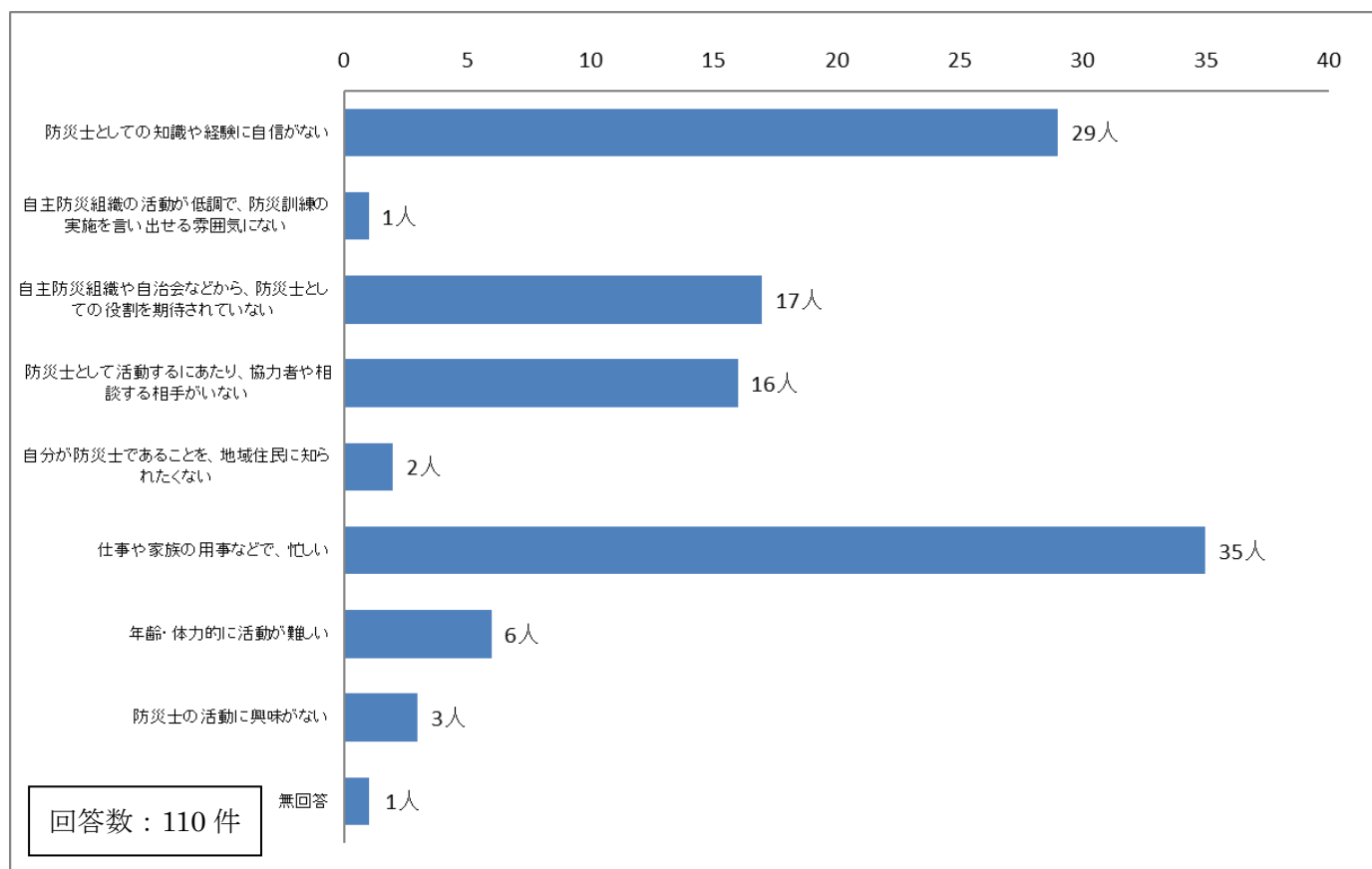
(50 代男性)

- ・ 防災士養成講座は大変良い事業と思うが、乳幼児や障がいを持つ子どもを育てている若い主婦、これからの未来を担う大学生などに受講の機会を与えて欲しい。

防災士の資格取得には、費用の負担も発生することから、防災に対して志のある人たちが一人でも多く受講できるように、そしてそうした方たちが活躍し安全安心の生活ができるいわき市になって欲しい。(60 代女性)

問 4 で「いいえ」で回答した 85 名に対する回答

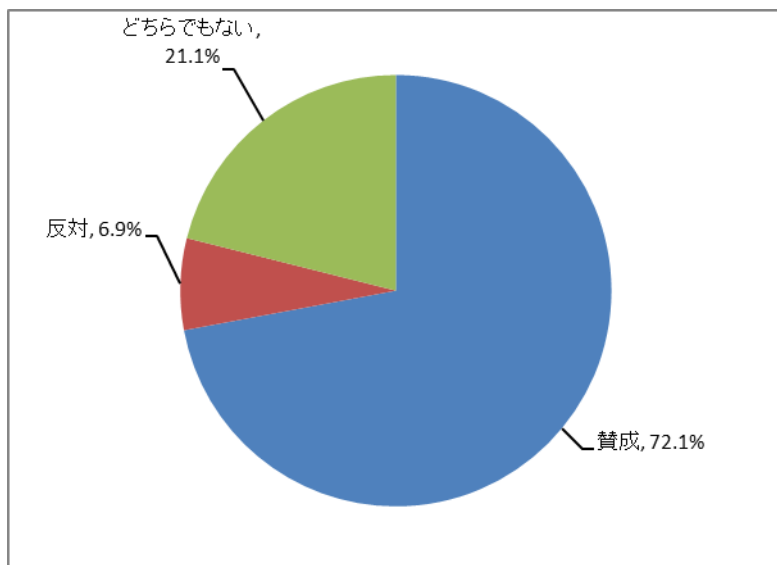
問 10 あなたが、防災士として活動できない理由を教えてください



【その他意見】

- ・ どんな災害を想定して訓練してよいか分からない。(70 代男性)
- ・ 消防団活動と重複する。
- ・ 活動できる場がない (60 代男性)
- ・ 自治会の組織内に、防災士の役割が位置づけられていない。(70 代男性)

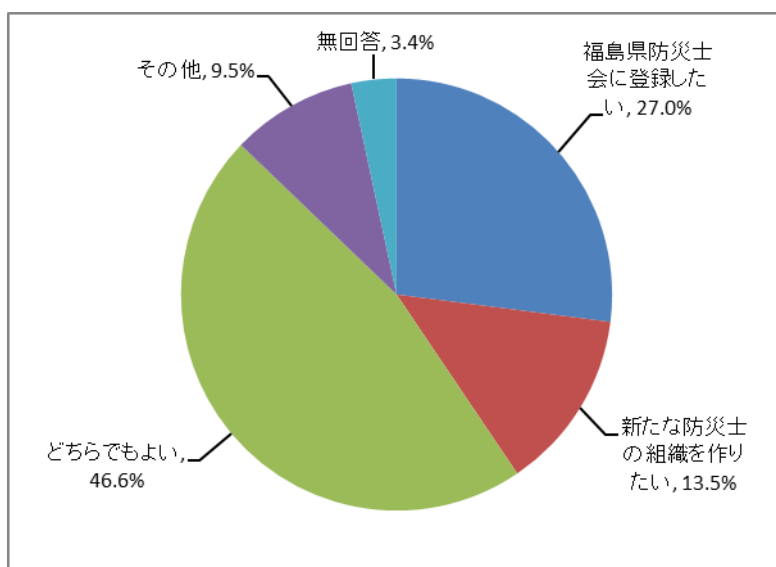
問 11 各自主防災組織において活動している防災士のみなさんの、情報共有や、スキルアップ、活動の協力体制を構築するため、組織的な防災士の活動について伺います。



項目	回答数	比率
賛成	147	72.1%
反対	14	6.9%
どちらでもない	43	21.1%
合計	204	100.0%

問 12 組織的な防災士の活動に賛成の方にお伺いします。

組織的な防災士の活動として、どのような方法を希望しますか？



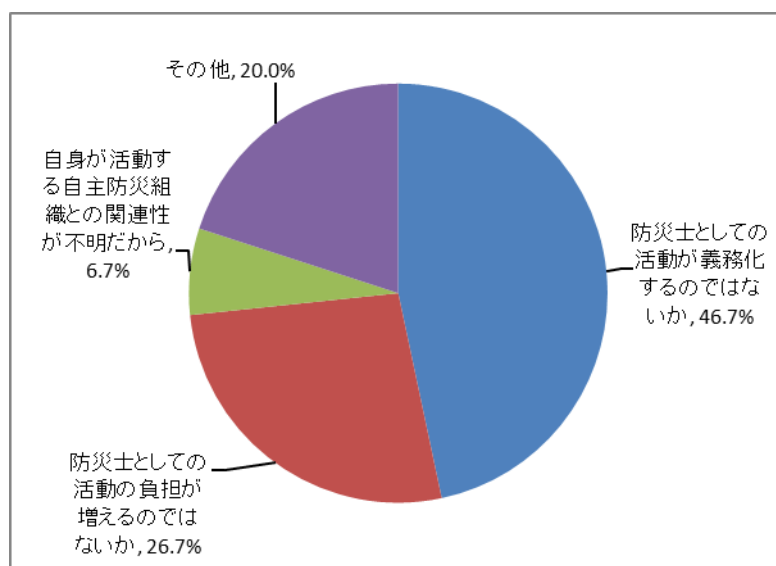
項目	回答数	比率
福島県防災士会に登録したい	40	27.0%
新たな防災士の組織を作りたい	20	13.5%
どちらでもよい	69	46.6%
その他	14	9.5%
無回答	5	3.4%
合計	148	100.0%

【その他の意見】

- ・ 市内の防災士同士でスキルアップが図れるような場を希望する。(70 代男性)
- ・ 各自主防災会に属する防災士の組織化を希望する。(70 代男性)
- ・ スキルアップ研修や講習会などの開催頻度を増やして欲しい。(50 代男性)
- ・ 他地区の防災計画等の具体的な活動状況について、意見交換できる機会が欲しい。(70 代男性)
- ・ 防災士として必要な最新の知識や技術を学ぶ機会が欲しい。(70 代男性)
- ・ 組織的な活動には賛成だが、市内全域での活動より自分の住んでいる地域で活動を行いたい。(60 代女性)
- ・ いわき市独自の防災士会を組織し、行政と防災士が連携して地域防災力の向上を目指したい。(70 代男性)
- ・ 組織化には賛成だが、なるべく金銭的な負担はなくして欲しい。(40 代男性)

問 13 組織的な防災士の活動に反対の方にお伺いします。

あなたが、組織的な防災士の活動に反対する理由は何ですか？



項目	回答数	比率
防災士としての活動が義務化するのではないか	7	46.7%
防災士としての活動の負担が増えるのではない	4	26.7%
自身が活動する自主防災組織との関連性が不明だから	1	6.7%
その他	3	20.0%
合計	15	100.0%

【その他の意見】

- ・ 地区の防災活動において、防災士の人数が足りない上、若い世代の育成が必要である。そうした体制ができたのち、組織的な活動が可能となると思う。(50 代男性)
- ・ 地区内の防災活動を行うことは、防災士という資格の有無ではないから。(50 代男性)

市が締結した災害時応援協定の概要

【災害時応援協定の締結状況（令和2年5月28日現在）】

I 自治体相互応援協定	10
II 民間団体等との協定	80
① 食料・飲料水・生活物資等	11
② 輸送	2
③ 通信・報道	4
④ 電気関係	1
⑤ 廃棄物等	2
⑥ 医療関係	4
⑦ 土木関係	5
⑧ 福祉避難所	11
⑨ その他	19
⑩ 水道関係	6
⑪ 消防関係	15
合 計	90

I 自治体間の相互応援協定（10件）の内訳

① 自治体相互応援（10件・92市町村）

※ 常磐三市（高萩・北茨城市）、双葉地方（8町村）、石川地方（5町村）、田村地方（3市町）、中核市（57市）、磐越道沿線都市交流会議（7市8町、23商工団体）、親子（秋田県由利本荘市）・兄弟都市（宮城県延岡市）（H25.1.30）、東京都港区（H25.4.23）、山口県宇部市（H26.1.14）、新潟市（H27.9.24）

※ _____ は、東日本大震災以降に締結したもの。

※協定締結自治体

区分	数	自治体名
中核市	59	郡山市を含む
友好都市等	4	<u>由利本荘市、延岡市、港区、宇部市</u>
新潟県	4	<u>新潟市</u> 、五泉市、阿賀野市、阿賀町
茨城県	2	北茨城市、高萩市
福島県	23	双葉郡（8町村）、石川地方（5町村）、田村地方（3市町）、会津若松市、喜多方市、西会津町、会津坂下町、会津美里町、磐梯町、猪苗代町
計	92	

※ 震災以降に新たに締結した自治体は、5市（下線あり）

Ⅱ 民間団体等との協定（80 件）の内訳

① 食糧・飲料水・生活物資等（11 件）

- ※ (株)マルト、(株)イトーヨーカ堂、(株)ヨークベニマル、(株)長崎屋、(株)イオン（※平成 30 年 11 月 20 日イオンリテール(株)との協定締結により廃止）、市場協会加盟都市（44 都市）、いわき市農業協同組合・いわき中部農業協同組合（三者）、NPO 法人コメリ災害対策センター、福島県LPガス協会いわき支部、(株)ダイユーエイト、(株)サンフレックス永谷園・福島さくら農業協同組合（三者）、イオンリテール(株)

② 輸送（2 件）

- ※ (社)福島県トラック協会いわき支部、福島県タクシー協会いわき支部

③ 通信・報道（4 件）

- ※ (株)いわき市民コミュニティ放送（緊急割込み放送、臨時災害放送局等）、東日本電信電話(株)（避難所への特設公衆電話設置）、ヤフー(株)（キャッシュサイト活用による市HPの負荷軽減、アプリの活用）、NTT タウンページ(株)（タウンページ福島県いわき市版への防災啓発情報の掲載）

④ 電気（1 件）

- ※ いわき地区電気工事協同組合

⑤ 廃棄物等（2 件）

- ※ いわき市環境整備事業協同組合（し尿等収集運搬）、協同組合いわき市環境保全センター（生活ごみ収集運搬）

⑥ 医療（4 件）

- ※ (社)いわき市医師会、(社)いわき市薬剤師会、(社)いわき歯科医師会、福島県・福島市・郡山市

⑦ 土木（5 件）

- ※ (社)福島県造園建設業協会いわき支部（市が所管する道路・河川・公園等の機能回復のための資機材確保及び人員の動員）、いわき市建設業協同組合（道路・河川等の公共施設の機能回復などの応急対策業務）、国土交通省東北地方整備局（リエゾン派遣）、福島県法面保護協会いわき支部（市道や公共施設等の法面の点検及び応急対策業務）いわき市測量設計業協会（公共土木施設等の調査業務）

⑧ 福祉避難所（11 件）

- ※ 福島県老人保健施設協会いわき連絡協議会（10 施設）、老人福祉施設協議会（施設部会）いわき支部（26 施設）、いわき地区障がい者福祉連絡協議会（19 施設）、そのほか 6 団体（10 施設）、社会福祉法人いわき市社会福祉協議会（人材派遣）、福島県福祉機器協会（福祉機器等の供給）

⑨ その他（19 件）

- ※ 商店街友好都市（港区・ニュー新橋ビル商店連合会など）、
日本郵政(株)かんぽの宿いわき（屋内外の避難場所の提供、浴場の開放による入浴の提供など）、
東日本旅客鉄道(株)水戸支社（帰宅困難者に対する相互協力など）、
東日本旅客鉄道(株)いわき市内各駅（災害時の連携）、
(株)東邦銀行（震災からの復興、地域活性化及び市民サービス向上に係る包括連携）、
（株）ヨークベニマル、（株）セブン-イレブン・ジャパン、（株）イトーヨーカ堂（地域活性化包括連携協定）、
日本防災士会福島県支部いわき地区会、公益社団法人福島県隊友会いわき方部会、
ひまわり信用金庫（地域活性化包括連携協定書）、
いわき信用組合（地域活性化包括連携協定書）、
合同会社いわきコミュニティ振興グループ・浜通り葬祭業組合・一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会、
いわき市内郵便局、福島県社会保険労務士会、公益社団法人福島県獣医師会、
株式会社ゼンリン、イオンモール(株)（津波避難ビル）、
あすか製薬(株)いわき工場（津波避難場所）、
（株）日本政策金融公庫いわき支店（地域活性化包括連携協定書）
福島県司法書士会（被災者支援のための無料相談会を実施）

⑩ 水道業務（6 件）

- ※ 北茨城市、日本水道協会東北地方支部、いわき管工事協同組合、いわき管友会、
磐城林業協同組合、第一環境(株)東北支社

⑪ 消防、救急業務（15 件）

- ※ 県内各市町村、北茨城市、常磐道沿線各自治体、磐越道沿線各自治体、鉄道事業者など

★ 東日本大震災（H23. 3. 11）以降に締結した協定

協 定 名	締結先名称等	締 結 年月日	担当部署	備 考
【1. 自治体相互応援】				
親子・兄弟都市 災害時相互 応援協定書	由利本荘市、 延岡市 ※3市での協定	平成 25 年 1 月 30 日	総合政策部 危機管理課	いわき市、由利本荘市、延岡市 において災害が発生した場合、 応急対策等を円滑に遂行するた め、食料や水、生活必需物資等 の提供や、職員の派遣、避難が 必要な被災者の受入れ等を行 う。
災害時相互協力 協定書	東京都港区	平成 25 年 4 月 23 日	総合政策部 危機管理課	いわき市又は港区において災害 が発生した場合、応急対策等を 円滑に遂行するため、食料や水、 生活必需物資等の提供や、職員 の派遣、避難が必要な被災者の 受入れ等を行う。
いわき市・宇部 市災害時相互応 援協定書	宇部市	平成 26 年 1 月 14 日	総合政策部 危機管理課	いわき市又は宇部市において災 害が発生した場合、応急対策等 を円滑に遂行するため、食料や 水、生活必需物資等の提供や、 職員の派遣、避難が必要な被災 者の受入れ、ボランティアの調 整等を行う。
危機発生時にお ける相互応援に 関する協定書	新潟市	平成 27 年 9 月 24 日	総合政策部 危機管理課	いわき市又は新潟市において災 害等が発生した場合、応急対策 等を円滑に遂行するため、食料 や水、生活必需物資等の提供や、 職員の派遣、避難が必要な被災 者の一時受入れ、行政機能の補 完、他都市への応援等の中継基 地としての受入れ等を行う。

【2. 食料・飲料水・生活物資等】				
災害時における 精米等物資の供 給協力等に関する協定	いわき市農業協同 組合、 いわき中部農業協 同組合	平成 25 年 6 月 13 日	農林水産部 農政水産課	災害発生時に物資を必要とする とき、精米及び野菜等保有する 物資について、優先供給及び運 搬協力等を行う。
災害時における 物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ 災害対策センター	平成 26 年 1 月 23 日	総合政策部 危機管理課	災害時（地震、津波、洪水等に よる災害が発生し、又は発生の 恐れがある場合をいう。）に、市 民生活の安定を図るため生活物 資の供給協力等を行う。また、 本市と災害応援協定を締結して いる自治体が被災した場合、本 市の要請により支援物資等を相 手先に届ける。
災害時における LPガス等の供 給に関する協定 書	福島県LPガス協 会いわき支部	平成 27 年 8 月 18 日	総合政策部 危機管理課	避難所における炊き出しや 暖房用の燃料として有効な LPガス及びガスを使用す る炊事用具や給湯器具、暖 房器具等を供給していただ くもの。
災害時における 物資等の供給協 力に関する協定 書	株式会社ダイユー エイト	平成 28 年 2 月 3 日	総合政策部 危機管理課	いわき市内において地震、 風水害、大火災等の大規模 災害が発生した場合に、被 災者等に対し、迅速かつ円 滑に物資等を供給していただ くもの。
いわき産農産物 を使用した防災 非常食等に係る 三者協定書	株式会社サンフレ ックス永谷園、 福島さくら農業協 同組合いわき地区 本部	平成 29 年 6 月 23 日	農林水産部 農業振興課	いわき産農産物を使用した 防災非常食（フリーズドラ イ米）の開発・製造等。
災害時における 物資の供給協力 等に関する協定 書	イオンリテール株 式会社	平成 30 年 11 月 20 日	総合政策部 危機管理課	災害時（地震、津波、洪水等に よる災害が発生し、又は発生の 恐れがある場合をいう。）に、市 民生活の安定を図るため生活物 資の供給協力等を行う。

【3. 放送・通信】				
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書書	東日本電信電話㈱	平成 25 年 12 月 16 日	総合政策部 危機管理課	災害時に被災者が無料で利用可能となる特設公衆電話の専用回線を整備し、災害時の通信の確保を図るもの。
災害時における放送要請及び緊急放送等に関する協定書	株式会社いわき市民コミュニティ放送	平成 27 年 6 月 2 日	総合政策部 ふるさと発信課	災害発生または発生のおそれがある場合に、気象警報等や避難情報などの緊急割込み放送を行うほか、臨時災害放送局の開設、さらには被災者支援に係る市政情報等を放送する。
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成 29 年 3 月 29 日	総合政策部 危機管理課	キャッシュサイトの活用等により、非常事態の発生に備え、市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ市の行政機能の低下を軽減させるため、協定を締結する両者が互いに協力して様々な取組みを行う。
防災啓発情報等に関する協定書	NTT タウンページ株式会社	平成 29 年 7 月 12 日	総合政策部 危機管理課	市が提供する防災啓発情報を「タウンページ福島県いわき市版」へ掲載するとともに、「防災タウンページ」を作成・発行することで、市民への防災情報の周知・啓発を図るもの。
【4. 輸送】				
災害時における支援物資の物流及び燃料の供給に関する協定書	社団法人福島県トラック協会いわき支部	平成 24 年 12 月 18 日	総合政策部 危機管理課	災害発生時に市が開設する拠点施設における支援物資等の受入れ、管理及び仕分けを行うとともに、指定避難所への配送を行う。また、支部が所有する燃料を災害対応車両に提供していただく。
災害時における緊急輸送等に関する協定書	福島県タクシー協会いわき支部	平成 27 年 10 月 13 日	総合政策部 危機管理課	被災者等の避難所や福祉避難所への輸送。 医師や看護師、医薬品等の輸送

【5. 医療関係】				
いわき市災害時の薬剤師会の医療救護活動等に関する協定書	社団法人 いわき市薬剤師会	平成 24 年 5 月 22 日	保健所 総務課	いわき市地域防災計画に基づき、本市が行なう医療救護活動に対し、協力する。
いわき市災害時の歯科医療救護活動等に関する協定	社団法人 いわき歯科医師会	平成 25 年 1 月 23 日	保健所 総務課	いわき市地域防災計画に基づき、本市が行なう医療救護活動に対し、協力する。
大規模災害時における福島県ＤＨＥＡＴ・健康支援チーム派遣に関する協定書	福島県 福島市 郡山市	平成 31 年 3 月 13 日	保健所 総務課	地震等による大規模災害が発生した場合において、応援を必要とする都道府県又は厚生労働省からの要請に基づき、災害時健康危機管理支援チーム及び保健師等派遣の広域応援を実施する。
【6. 土木関係】				
災害時の情報交換に関する協定書	国土交通省 東北地方整備局	平成 24 年 4 月 1 日	土木部 河川課	重大な災害が発生又は発生の恐れがある場合において、災害対策現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し、情報交換を行う。
災害時における応急対策の応援に関する協定	福島県法面保護協会 いわき支部	平成 25 年 4 月 1 日	土木部 河川課	災害時において市道や公共施設等の法面の点検及び応急対策等を行うもの。
災害時における被害状況調査の支援に関する協定	いわき市測量設計業協会	平成 26 年 3 月 26 日	土木部 河川課	災害時において被災した公共土木施設等の調査を行うもの
【7. 福祉関係】				
大規模災害発生時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書	いわき市特別養護老人ホーム連絡協議会ほか 2 団体	平成 26 年 2 月 10 日	保健福祉部 障がい福祉課	大規模災害発生時において、高齢者や障がい者などを収容する福祉避難所を開設するもの。

大規模災害発生時における福祉避難所への福祉機器等の供給協力に関する協定書	福島県福祉機器協会	平成 26 年 2 月 10 日	保健福祉部 障がい福祉課	大規模災害発生時において開設する福祉避難所へ介護用ベッドなど福祉機器類を供給するもの。
大規模災害発生時における福祉避難所への人材派遣に関する協定書	社会福祉法人いわき市社会福祉協議会	平成 26 年 2 月 10 日	保健福祉部 障がい福祉課	大規模災害発生時において開設する福祉避難所へ介護職員や看護師、ボランティア等を派遣するもの。
【8. その他】				
地震等大規模災害に関する基本覚書	東日本旅客鉄道(株) 水戸支社	平成 24 年 5 月 28 日	総合政策部 危機管理課	災害等の発生に際し、協力して市民及び鉄道利用者等に安全な環境を提供することで「安全で安心できるまちづくり」に資することを目的とし、協力内容や役割分担等必要な事項を定め、円滑な災害対策を実施する。 ・ 連絡体制の確立 ・ 情報の交換 ・ 避難場所等の指定及び役割の明確化 ・ 帰宅困難者の帰宅に対する相互協力 ・ 津波に対する相互協力 ・ 早期復旧 ・ 訓練の実施 ほか
地震等大規模災害に関する確認書	東日本旅客鉄道(株) いわき市内各駅長	平成 25 年 9 月 3 日	総合政策部 危機管理課	「安全で安心できるまちづくり」に資することを目的とし、覚書で定める基本事項について具体的に定め、より現地に即した迅速な対応が可能となるよう連携することを目的とし、いわき市内の各駅長と締結する。

包括連携協定書	(株)東邦銀行	平成 26 年 2 月 5 日	総務部 職員課 行政管理係	東日本大震災からの復興、地域活性化及び市民サービスの向上のため、双方の資源を有効に活用した協働活動を推進するもの。
地域活性化包括 連携協定書	(株)ヨークベニマル、(株)セブン-イレブン・ジャパン、 (株)イトーヨーカ堂	平成 28 年 2 月 18 日	総務部 職員課 行政管理係	地域の活性化及び市民サービスの向上を目的に、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進するもの。
防災に係る相互 協力に関する協 定書	日本防災士会福島 県支部いわき地区 会	平成 28 年 5 月 12 日	総合政策部 危機管理課	防災士の有する専門的知識、技能、経験等を活用して自主防災組織及び防災関係機関と連携した地域防災活動への助言、指導や救助活動の援助、避難所運営に係る指導及び援助を行う。
災害時における 協力に関する 協定書	公益社団法人福島 県隊友会いわき方 部会	平成 28 年 6 月 30 日	総合政策部 危機管理課	隊友会の有する専門的知識、技能、経験等を活用して次の協力を行う。 ○自主防災組織が行う防災訓練や市が実施する総合防災訓練への参加 ○市が行う応急対策業務(給水、食料の供給、避難所の開設・運営、生活必需品の整理及び輸送など)の援助等
地域活性化包括 連携協定書	ひまわり信用金庫	平成 28 年 11 月 21 日	総務部 職員課 行政管理係	地域社会の発展と地域経済の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする地域活性化包括連携協定
地域活性化包括 連携協定書	いわき信用組合	平成 28 年 11 月 21 日	総務部 職員課 行政管理係	地域社会の発展と地域経済の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする地域活性化包括連携協定

災害時における 葬祭協力に関する協定書	合同会社いわきコ ミュニティ振興グ ループ、浜通り葬 祭業組合、一般社 団法人全日本冠婚 葬祭互助協会	平成 29 年 1 月 17 日	市民協働部 市民生活課 市民生活係	大規模災害により多数の死亡者 が発生した場合における葬祭協 力を目的とする協定 ・ 棺等葬祭用品の供給 ・ 遺体の収容及びアンチに関す る作業等の役務の提供 ・ 霊柩車等による遺体の搬送 等
地域活性化包括 連携協定書	いわき市内郵便局	平成 29 年 3 月 29 日	総務部 職員課 行政管理係	地域社会の発展と地域経済の活 性化及び市民サービスの向上に 資することを目的とする地域活 性化包括連携協定
大規模災害時に おける労働・社 会保険等の相談 に関する協定書	福島県社会保険労 務士会	平成 29 年 5 月 17 日	総合政策部 危機管理課	大規模災害時にける被災者の生 活基盤を確保し、生活の安定を 図ることを目的とする協定 ・ 雇用保険の手続きの仕方、労 災保険における給付手続き等の 労働関係の相談支援 ・ 健康保険証や年金手帳の再発 行等健康保険及び年金関係の相 談支援
災害時における 被災動物（ペッ ト）対策に関す る協定書	公益社団法人福島 県獣医師会 他	平成 29 年 5 月 19 日	保健所 生活衛生課 動物愛護係	被災動物に関する情報収集や提 供、負傷動物の診療施設への受 け入れ等
災害時における 地図製品等の供 給等に関する協 定書	株式会社ゼンリン	平成 30 年 1 月 17 日	総合政策部 危機管理課	・ ゼンリン住宅地図帳 25 冊（5 地区×5 冊）の提供 ・ A0 版の広域地図 5 枚の提供 ・ 複製利用許可証（複製ライセ ンス証）の事前発行 ・ 住宅地図のインターネット配 信サービスの利用

津波発生時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書	イオンモール株式会社	平成 30 年 6 月 15 日	総合政策部 危機管理課	津波の発生に際し、住民、観光客等が高台までの避難に十分な時間が確保できない場合の緊急一時避難施設（津波避難ビル）としての使用を目的とした協定
津波発生時における緊急一時避難場所としての使用に関する協定書	あすか製薬株式会社いわき工場	平成 30 年 11 月 12 日	総合政策部 危機管理課	津波の発生に際し、地域住民等の緊急一時避難場所（津波避難場所）としての使用を目的とした協定
地域活性化包括連携協定書	(株)日本政策金融公庫いわき支店	令和 元 年 7 月 17 日	総務部 職員課 行政管理係	地域社会の発展と地域経済の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする地域活性化包括連携協定 災害発生時帰宅困難者への飲料水・トイレの提供など支援協力
災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	福島県司法書士会	令和 元 年 9 月 2 日	総合政策部 ふるさと再生課	災害時に被災者が抱える法律問題の解決に向けて、避難所等において司法書士による被災者支援のための無料相談会等を実施するもの。
【9. 水道】				
災害時の応急給水に関する協定書	磐城林業協同組合	平成 26 年 2 月 6 日	水道局 総務課	災害時において、応急給水（給水タンク積載用車両及び応急給水支援要員の派遣）及び応急復旧（資材の運搬）に対する協力をを行う。
災害時応急給水等業務に関する協定	第一環境(株)東北支社	平成 28 年 4 月 1 日	水道局総務課	災害時において、 ・業務要員の派遣に関すること

市の災害協定締結状況一覧

資料 5

【自治体間を中心とした相互応援協定】

令和2年5月28日現在

No.	協 定 名	締結先名称等	締 結 年月日	担当部署	備 考
【1. 自治体相互応援】					
1-1	災害時における 相互応援協定 (常磐三市)	高萩市、北茨城市	平成10年 5月11日	総合政策部 危機管理課	いわき市、高萩市、北茨城市の区域において災害が発生した場合、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するために、食糧、飲料水、生活必需物資及び資機材の供給や職員の派遣等を行う。
1-2	磐越自動車道 沿線都市交流 会議・災害時 における相互応援に 関する要綱	7市8町、23商工団体 新潟市、五泉市、阿賀野 市、阿賀町、西会津町、 喜多方市、会津若松市、 会津坂下町、会津美里 町、磐梯町、猪苗代町、 郡山市、三春町、田村 市、小野町	平成10年 5月21日	観光交流室 観光交流課	交流会議加盟団体の区域内において災害が発生した場合、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するために、食糧、飲料水、生活必需物資及び資機材の供給や職員の派遣等を行う。
1-3	災害時における相 互応援協定（双葉 地方）	広野町、檜葉町、 富岡町、川内村、 大熊町、双葉町、 浪江町、葛尾村	平成11年 3月25日	総合政策部 危機管理課	いわき市、双葉地方の区域において災害が発生した場合、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するために、食糧、飲料水、生活必需物資及び資機材の供給や職員の派遣等を行う。
1-4	災害時における 相互応援協定 (石川地方)	石川町、玉川村、 平田村、浅川町、 古殿町	平成12年 11月27日	総合政策部 危機管理課	いわき市、石川地方の区域において災害が発生した場合、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するために、食糧、飲料水、生活必需物資及び資機材の供給や職員の派遣等を行う。
1-5	災害時における 相互応援協定 (田村地方)	田村市、三春町、 小野町	平成17年 6月1日	総合政策部 危機管理課	いわき市、田村地方の区域において災害が発生した場合、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するために、食糧、飲料水、生活必需物資及び資機材の供給や職員の派遣等を行う。
1-6	中核市 災害相互応援協定 (中核市60市)	中核市59市 ※郡山市を含む	平成21年 9月1日	総合政策部 危機管理課	中核市の区域において災害が発生した場合、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するために、食糧、飲料水、生活必需物資及び資機材の供給や職員の派遣等を行う。
1-7	親子・兄弟都市 災害時相互 応援協定	秋田県由利本荘市、 宮崎県延岡市	平成25年 1月30日	総合政策部 危機管理課	いわき市、由利本荘市、延岡市において災害が発生した場合、応急対策等を円滑に遂行するため、食料や水、生活必需物資等の提供や、職員の派遣、避難が必要な被災者の受入れ等を行う。
1-8	災害時相互協力協 定	東京都港区	平成25年 4月23日	総合政策部 危機管理課	いわき市又は港区において災害が発生した場合、応急対策等を円滑に遂行するため、食料や水、生活必需物資等の提供や、職員の派遣、避難が必要な被災者の受入れ等を行う。
1-9	いわき市・宇部市 災害時相互応援協 定	山口県宇部市	平成26年 1月14日	総合政策部 危機管理課	いわき市又は宇部市において災害が発生した場合、応急対策等を円滑に遂行するため、食料や水、生活必需物資等の提供や、職員の派遣、避難が必要な被災者の受入れ、ボランティアの調整等を行う。

No.	協 定 名	締結先名称等	締 結 年月日	担当部署	備 考
1-10	危機発生時における相互応援に関する協定	新潟市	平成27年 9月24日	総合政策部 危機管理課	いわき市又は新潟市において災害等が発生した場合、応急対策等を円滑に遂行するため、食料や水、生活必需物資等の提供や、職員の派遣、避難が必要な被災者の一時受入れ、行政機能の補完、他都市への応援等の中継基地としての受入れ等を行う。

【公共の団体、民間団体等】

No.	協 定 名	締結先名称等	締 結 年月日	担当部署	備 考
【2. 食料・飲料水・生活物資等】					
2-1	災害時における物資の供給協力等に関する協定	(株)マルト	平成9年 8月27日	総合政策部 危機管理課	災害時（地震、津波、洪水等による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合をいう。）に、市民生活の安定を図るため生活物資の供給協力等を行う。
2-2 2-3 2-4 2-5	災害時における物資の供給協力等に関する協定	(株)イトーヨーカ堂、 イオンいわき店※平成30 年11月20日イオンリーテ ル株式会社との協定締結 により廃止、 (株)長崎屋、 (株)ヨークベニマル	平成11年 2月19日	総合政策部 危機管理課	災害時（地震、津波、洪水等による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合をいう。）に、市民生活の安定を図るため生活物資の供給協力等を行う。
2-6	全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定	市場協会加盟都市 (44都市)	平成20年 9月1日	卸売市場	全国中央卸売市場協会の加盟都市が、災害やテロ攻撃を受け、独自で生鮮食料品を被災都市の住民に十分供給できない場合、相互応援協力として、被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供を行う。
2-7	災害時における精米等物資の供給協力等に関する協定	いわき市農業協同組合、 いわき中部農業協同組合 ※三者協定	平成25年 6月13日	農林水産部 農業振興課	災害発生時に物資を必要とするとき、精米及び野菜等保有する物資について、優先供給及び運搬協力等を行う。
2-8	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対 策センター	平成26年 1月23日	総合政策部 危機管理課	災害時（地震、津波、洪水等による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合をいう。）に、市民生活の安定を図るため生活物資の供給協力等を行う。 また、本市と災害応援協定を締結している自治体が被災し、物資供給が必要となった場合、本市の要請により支援物資等を相手先に届ける。
2-9	災害時におけるLPガス等の供給に関する協定	福島県LPガス協会いわ き支部	平成27年 8月18日	総合政策部 危機管理課	災害発生時において、避難所運営に必要となるLPガスや炊事用具、暖房器具等を供給いただくもの。

No.	協 定 名	締結先名称等	締 結 年月日	担当部署	備 考
2-10	災害時における物資等の供給協力に関する協定	株式会社ダイユーエイト	平成28年 2月3日	総合政策部 危機管理課	いわき市内において地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生した場合に、被災者等に対し、迅速かつ円滑に物資等を供給していただくもの。
2-11	いわき産農産物を使用した防災非常食に係る三者協定	株式会社サンフレックス 永谷園、 福島さくら農業協同組合 いわき地区本部	平成29年 6月23日	農林水産部 農業振興課	いわき産農産物を使用した防災非常食（フリーズドライ米）の開発・製造等。
2-12	災害時における物資の供給協力等に関する協定	イオンリテール株式会社	平成30年 11月20日	総合政策部 危機管理課	災害時（地震、津波、洪水等による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合をいう。）に、市民生活の安定を図るため生活物資の供給協力等を行う。
【3. 輸送】					
3-1	災害時における支援物資の物流及び燃料の供給に関する協定	社団法人福島県トラック協会いわき支部	平成24年 12月18日	総合政策部 危機管理課	災害発生時に市が開設する拠点施設における支援物資等の受入れ、管理及び仕分けを行うとともに、指定避難所への配送を行う。 また、支部が所有する燃料を災害対応車両に提供していただく。
3-2	災害時における緊急輸送等に関する協定	福島県タクシー協会いわき支部	平成27年 10月13日	総合政策部 危機管理課	災害発生時に被災者等の輸送を行うとともにタクシー無線を活用し、市内の被害状況等を提供していただく。
【4. 通信・報道】					
4-1	緊急電話放送装置の使用に関する協定 ※平成27年6月2日締結の災害時における放送要請及び緊急放送等に関する協定（4-3）に統合	㈱いわき市民コミュニティ放送	平成8年 8月30日	総合政策部 ふるさと発信課	非常事態の発生又はその恐れがある場合、緊急放送を実施し、災害発生予防又は被害の軽減を図る。
4-2	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話(株)	平成25年 12月16日	総合政策部 危機管理課	災害時に被災者が無料で利用可能となる特設公衆電話の専用回線を整備し、災害時の通信の確保を図るもの。
4-3	災害時における放送要請及び緊急放送等に関する協定	㈱いわき市民コミュニティ放送	平成27年 6月2日	総合政策部 ふるさと発信課	非常事態の発生又はその恐れがある場合、緊急放送を実施し、災害発生予防又は被害の軽減を図るほか、市政情報等に関する情報を周知し、市民の安心な暮らしの確保に寄与する。
4-4	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成29年 3月29日	総合政策部 危機管理課	キャッシュサイトの活用等により、非常事態の発生に備え、市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ市の行政機能の低下を軽減させるため、協定を締結する両者が互いに協力して様々な取り組みを行う。

No.	協 定 名	締結先名称等	締 結 年月日	担当部署	備 考
4-5	防災啓発情報等に関する協定	N T T タウンページ株式会社	平成29年 7月12日	総合政策部 危機管理課	市が提供する防災マップ等の防災啓発情報をN T T タウンページ株式会社が防災タウンページに掲載するなど、双方が協力して防災啓発情報を発信することを目的とする協定
【5. 電気関係】					
5-1	災害時における 応急対策業務の 支援に関する協定	いわき地区電気工事協同 組合	平成21年 6月23日	総合政策部 危機管理課	災害時（地震、風水害等による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合をいう。）において、市の庁舎、病院、避難所など災害拠点施設として使用する市有施設が、被害を受け、電気設備が使用できない場合に、引込み線から施設内部の配線設備の応急復旧工事を行う。
【6. 廃棄物等】					
6-1	地震等による 災害時における し尿等収集運搬の 協力に関する 協定	いわき市 環境整備事業協同組合	平成20年 9月5日	生活環境部 ごみ減量推進課	いわき市内に災害が発生した場合において、し尿・浄化槽汚泥等の撤去、収集・運搬の協力を行う。
6-2	地震等による 災害時における 災害生活ごみの 収集運搬の協力に 関する協定	協同組合 いわき市 環境保全センター	平成20年 9月5日	生活環境部 ごみ減量推進課	いわき市内に災害が発生した場合において、災害生活ごみの撤去及び収集運搬の協力を行う。
【7. 医療関係】					
7-1	いわき市災害時の 医療救護に関する 協定	社団法人 いわき市医師会	平成17年 3月30日	保健所 総務課	いわき市地域防災計画に基づき、本市が行なう医療救護活動に対し、協力する。
7-2	いわき市災害時の 薬剤師会の 医療救護活動等に 関する協定	社団法人 いわき市薬剤師会	平成24年 5月22日	保健所 総務課	いわき市地域防災計画に基づき、本市が行なう医療救護活動に対し、協力する。
7-3	いわき市災害時の 歯科医療救護活動 等に関する協定	社団法人 いわき歯科医師会	平成25年 1月23日	保健所 総務課	いわき市地域防災計画に基づき、本市が行なう医療救護活動に対し、協力する。
7-4	大規模災害時にお ける福島県D H E A T ・健康支援 チーム派遣に関す る協定	福島県 福島市 郡山市	平成31年 3月13日	保健所 総務課	地震等による大規模災害が発生した場合において、応援を必要とする都道府県又は厚生労働省からの要請に基づき、災害時健康危機管理支援チーム及び保健師等派遣の広域応援を実施する。

No.	協 定 名	締結先名称等	締 結 年月日	担当部署	備 考
【8. 土木関係】					
8-1	災害時における 応急対策業務の 支援に関する協定	社団法人福島県造園建設 業協会いわき支部	平成22年 11月17日	都市建設部 公園緑地課	災害時において、いわき市が所管する道路、河 川、公園等の公共施設の機能確保及び機能回復の ための必要な資機材の確保、人員の動員を行う。
8-2	災害時における 応急対策業務の 支援に関する協定	いわき市 建設業協同組合	平成23年 4月1日	土木部 河川課	災害時（地震、風水害などにより災害が発生又は 発生するおそれがある場合）に、道路、河川等の 公共施設の機能確保及び機能回復などの応急対策 業務を行なう。 ※単年度締結（次年度以降も締結を更新する予 定）
8-3	災害時の情報交換 に関する協定	国土交通省 東北地方整備局	平成24年 4月1日	土木部 河川課	重大な災害が発生又は発生の恐れがある場合にお いて、災害対策現地情報連絡員（リエゾン）を派 遣し、情報交換を行う。
8-4	災害時における応 急対策の応援に関 する協定	福島県法面保護協会いわ き支部	平成25年 4月1日	土木部 河川課	災害時において市道や公共施設等の法面の点検及 び応急対策等を行うもの。
8-5	災害時における被 害状況調査の支援 に関する協定	いわき市測量設計業協会	平成26年 3月26日	土木部 河川課	災害時において被災した公共土木施設等の調査を 行うもの
【9. 福祉避難所】					
9-1 ～ 9-9	大規模災害発生時 における福祉避難 所の設置・運営に 関する協定	福島県老人保健施設協会 いわき連絡協議会、いわ き市特別養護老人ホーム 連絡協議会、いわき地区 障がい者福祉連絡協議会 ほか6件	平成26年 2月10日	保健福祉部 障がい福祉課	大規模災害時において、団体が運営する施設内 において、要援護者等を受け入れるための福祉避難 所を開設・運営するもの。
9-10	大規模災害発生時 における福祉避難 所への福祉機器等 の供給協力に関す る協定	福島県福祉機器協会	平成26年 2月10日	保健福祉部 障がい福祉課	大規模災害時において、福祉避難所で使用する福 祉機器等を供給するもの。
9-11	大規模災害発生時 における福祉避難 所への人材派遣に 関する協定	社会福祉法人いわき市社 会福祉協議会	平成26年 2月10日	保健福祉部 障がい福祉課	大規模災害時において、福祉避難所への介護職員 や看護師、ボランティア等の人的派遣を行うも の。

No.	協 定 名	締結先名称等	締 結 年月日	担当部署	備 考
【10. その他】					
10-1	災害時における いわき市内 郵便局・ いわき市間の 協力に関する覚書 ※平成29年3月29 日付け締結のいわ き市内郵便局と地 域活性化包括連携 協定（10-13）に統 合	いわき郵便局	平成9年 12月12日	総合政策部 危機管理課	●市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合には、それぞれの円滑な実施を図り、災害対策の効果的な推進に向けた協力を努めるものとする。 ・災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策 ・必要に応じ、それぞれが収集した被災市民の避難先及び被災状況に関する情報の相互提供 ●市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。 ・いわき市が所有又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供 ・いわき市郵便局が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
10-2	商店街友好都市 との交流に関する 基本協定	港区、 ニュー新橋ビル商店連 合会、 社団法人いわき観光まち づくりビューロー	平成20年 8月25日	観光交流室 観光交流課	災害対策基本法第2条第1号に規定する「災害」が協定地域で発生した場合、相互に応援し、被災した地域の応急活動及び復旧対策の支援・協力を行う。
10-3	災害時における 協力に関する 協定	日本郵政㈱ かんぼの宿いわき	平成23年 3月7日	総合政策部 危機管理課	いわき市内に災害が発生した場合において、災害救援の対応を円滑に遂行するため、次の協力を行う。 ・屋内外における避難場所の提供 ・浴場を開放しての入浴の提供 ・炊き出しを中心とした非常食の提供 ・その他かんぼの宿いわきが可能とする協力
10-4	地震等大規模災害 に関する基本覚書	東日本旅客鉄道㈱ 水戸支社	平成24年 5月28日	総合政策部 危機管理課	災害等の発生に際し、協力して市民及び鉄道利用者等に安全な環境を提供することで「安全で安心できるまちづくり」に資することを目的とし、協力内容や役割分担等必要な事項を定め、円滑な災害対策を実施する。 ・連絡体制の確立 ・情報の交換 ・避難場所等の指定及び役割の明確化 ・帰宅困難者の帰宅に対する相互協力 ・津波に対する相互協力 ・早期復旧 ・訓練の実施 ほか
10-5	地震等大規模災害 に関する確認書	東日本旅客鉄道㈱ いわき市内各駅長	平成25年 9月3日	総合政策部 危機管理課	「安全で安心できるまちづくり」に資することを目的とし、覚書で定める基本事項について具体的に定め、より現地に即した迅速な対応が可能となるよう連携することを目的とし、いわき市内の各駅長と締結する。

No.	協 定 名	締結先名称等	締 結 年月日	担当部署	備 考
10-6	包括連携協定	(株)東邦銀行	平成26年 2月5日	総務部 職員課 行政管理係	双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、東日本大震災からの復興、地域の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする包括連携協定
10-7	地域活性化包括連携協定	(株)ヨークベニマル、(株)セブン-イレブン・ジャパン、(株)イトーヨーカ堂	平成28年 2月18日	総務部 職員課 行政管理係	相互の連携を強化し、いわき市内における地域の一層の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする地域活性化包括連携協定
10-8	防災に係る相互協力に関する協定	日本防災士会福島県支部 いわき地区会	平成28年 5月12日	総合政策部 危機管理課	防災士の有する専門的知識、技能、経験等を活用して次の協力を行う。 ・自主防災組織及び防災関係機関と連携した地域防災活動への助言、指導 ・市が実施する総合防災訓練や市民講座等への協力 ・救助活動の援助、避難所運営に係る指導及び援助
10-9	災害時における協力に関する協定	公益社団法人福島県隊友会 いわき方部会	平成28年 6月30日	総合政策部 危機管理課	隊友会の有する専門的知識、技能、経験等を活用して次の協力を行う。 ○自主防災組織が行う防災訓練や市が実施する総合防災訓練への参加 ○市が行う応急対策業務（給水、食料の供給、避難所の開設・運営、生活必需品の整理及び輸送など）の援助等
10-10	地域活性化包括連携協定	ひまわり信用金庫	平成28年 11月21日	総務部 職員課 行政管理係	相互に連携しながら、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、いわき市の地域社会の発展と地域経済の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする地域活性化包括連携協定
10-11	地域活性化包括連携協定	いわき信用組合	平成28年 11月21日	総務部 職員課 行政管理係	相互に連携しながら、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、いわき市の地域社会の発展と地域経済の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする地域活性化包括連携協定
10-12	災害時における葬祭協力に関する協定	合同会社いわきコミュニティ振興グループ、浜通り葬祭業組合、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	平成29年 1月17日	市民協働部 市民生活課 市民生活係	大規模災害により多数の死亡者が発生した場合における葬祭協力を目的とする協定 ・棺等葬祭用品の供給 ・遺体の収容及びアンチに関する作業等の役務の提供 ・霊柩車等による遺体の搬送 等
10-13	地域活性化包括連携協定	いわき市内郵便局	平成29年 3月29日	総務部 職員課 行政管理係	相互に連携しながら、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、いわき市の地域社会の発展と地域経済の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする地域活性化包括連携協定

No.	協 定 名	締結先名称等	締 結 年月日	担当部署	備 考
10-14	大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定	福島県社会保険労務士会	平成29年 5月17日	総合政策部 危機管理課	大規模災害時にける被災者の生活基盤を確保し、生活の安定を図ることを目的とする協定 ・雇用保険の手続きの仕方、労災保険における給付手続き等の労働関係の相談支援 ・健康保険証や年金手帳の再発行等健康保険及び年金関係の相談支援
10-15	災害時における被災動物（ペット）対策に関する協定	公益社団法人福島県獣医師会 他	平成29年 5月19日	保健所 生活衛生課 動物愛護係	被災動物に関する情報収集や提供、負傷動物の診療施設への受け入れ等
10-16	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	平成30年 1月17日	総合政策部 危機管理課	・ゼンリン住宅地図帳25冊（5地区×5冊）の提供 ・A0版の広域地図5枚の提供 ・複製利用許可証（複製ライセンス証）の事前発行 ・住宅地図のインターネット配信サービスの利用
10-17	津波発生時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定	イオンモール株式会社	平成30年 6月15日	総合政策部 危機管理課	津波の発生に際し、住民、観光客等が高台までの避難に十分な時間が確保できない場合の緊急一時避難施設（津波避難ビル）としての使用を目的とした協定
10-18	津波発生時における緊急一時避難場所としての使用に関する協定	あすか製菓株式会社 いわき工場	平成30年 11月12日	総合政策部 危機管理課	津波の発生に際し、地域住民等の緊急一時避難場所（津波避難場所）としての使用を目的とした協定
10-19	地域活性化包括連携協定	(株)日本政策金融公庫 いわき支店	令和元年 7月17日	総務部 職員課 行政管理係	相互に連携しながら、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、いわき市の地域社会の発展と地域経済の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする地域活性化包括連携協定 ・災害発生時帰宅困難者への飲料水・トイレの提供など支援協力
10-20	災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	福島県司法書士会	令和元年 9月2日	総合政策部 ふるさと再生課	災害時に被災者が抱える法律問題の解決に向けて、避難所等において司法書士による被災者支援のための無料相談会等を実施するもの。

No.	協 定 名	締結先名称等	締 結 年月日	担当部署	備 考
【11. 水道関係】（いわき市水道局の災害協定締結状況一覧）					
11-1	水道相互 応援協定	北茨城市	平成 8 年 1 月 16 日	水道局総務課	災害時において、 ・本市と北茨城市を連絡する制水弁開栓等による 応急給水に関する事 ・応急復旧に係る資機材調達及び人的派遣に関する 事
11-2	日本水道協会 東北地方支部 災害時相互応援に 関する協定	東北地方支部長、 青森県支部長、 秋田県支部長、 岩手県支部長、 山形県支部長、 宮城県支部長、 福島県支部長	平成 9 年 5 月 1 日	水道局総務課	災害時において、 ・相互の情報連絡に関する事 ・応援要請に関する事 ・応援活動に関する事
11-3	災害時の応急給水 及び応急復旧に 関する協定	いわき管工事協同組合	平成10年 1 月 16 日	水道局総務課	災害時において、 ・応急給水に関する事 ・応急復旧に関する事 ・その他、水道局から依頼のある業務に関する 事
11-4	災害時における 物件の供給に 関する協定	いわき管友会	平成10年 1 月 16 日	水道局総務課	災害時において、 ・物件の供給又は斡旋に関する事 ・応急復旧に関する事 ・その他、水道局から依頼のある業務に関する 事
11-5	災害時の応急給水 に関する協定	磐城林業協同組合	平成26年 2 月 6 日	水道局総務課	災害時において、 ・応急給水に関する事（給水タンク積載用車両 及び応急給水支援要員の支援） ・応急復旧に関する事（資材の運搬）
11-6	災害時応急給水等 業務に関する協定	第一環境(株)東北支社	平成28年 4 月 1 日	水道局総務課	災害時において、 ・業務要員の派遣に関する事

No.	協 定 名	締結先名称等	締 結 年月日	担当部署	備 考
【12. 消防関係】（いわき市消防本部の災害協定等締結状況一覧）					
12-1	小名浜海上保安部 といわき市消防機 関との業務協定	小名浜海上保安部	昭和44年 9月5日	消防本部警防課	船舶火災の消火活動、活動区域等
12-2	消防相互応援協定	郡山地方広域消防組合	昭和49年 8月6日	消防本部警防課	火災・救急・救助事故等の相互協力
12-3	消防相互応援協定	白河地方広域市町村圏 整備組合	昭和49年 10月5日	消防本部警防課	火災・救急・救助事故等の相互協力
12-4	消防相互応援協定	須賀川地方広域消防組合	昭和49年 10月9日	消防本部警防課	火災・救急・救助事故等の相互協力
12-5	消防相互応援協定	双葉地方広域市町村圏組 合	昭和49年 12月1日	消防本部警防課	火災・救急・救助事故等の相互協力
12-6	消防相互応援協定	鮫川村長、古殿町長、 平田村長、小野町長、 滝根町長、川内村長、 広野町長、檜葉町長	昭和61年 4月1日	消防本部警防課	火災・救急事故その他の災害 における消防力の相互協力
12-7	消防相互応援協定	北茨城市長	平成7年 12月1日	消防本部警防課	火災・救急事故その他の災害 における消防力の相互協力
12-8	磐越自動車道 消防相互応援協定	郡山地方広域消防組合、 安達地方広域行政組合、 会津若松地方広域市町村圏 整備組合、 喜多方地方広域市町村圏組合	平成8年 10月17日	消防本部警防課	火災・救急・救助事故等の相互協力 （いわきJCT～西会津IC）
12-9	磐越自動車道 における 救急業務の覚書	郡山地方広域消防組合、 安達地方広域行政組合、 会津若松地方広域市町村圏 整備組合、 喜多方地方広域市町村圏 組合、 日本道路公団東北支社	平成9年 9月30日	消防本部警防課	東北自動車道・磐越自動車道における救急業務 （須賀川IC～福島西IC、 いわきJCT～津川IC）
12-10	福島県広域消防 相互応援協定	福島市長、 伊達地方消防組合管理者、 安達地方広域行政組合管理者、 郡山地方広域消防組合管理者、 須賀川地方広域市町村圏 整備組合管理者、 白河地方広域市町村圏 整備組合管理者、 喜多方地方広域市町村圏 組合管理者、 会津若松地方広域市町村圏 整備組合管理者、 南会津地方広域市町村圏 組合管理者、 相馬地方広域市町村圏組合管理 者、 双葉地方広域市町村圏組合管理 者	平成9年 12月26日	消防本部	大規模災害・特殊災害等発生時 の相互協力

No.	協 定 名	締結先名称等	締 結 年 月 日	担当部署	備 考
12-11	火災原因調査に係る 相互応援協定	福島市長、 伊達地方消防組合、 安達地方広域行政組合、 郡山地方広域消防組合、 須賀川地方広域消防組合、 白河地方広域市町村圏整備組合、 喜多方地方広域市町村圏組合、 会津若松地方広域市町村圏整備組合、 南会津地方広域市町村圏組合、 相馬地方広域市町村圏組合、 双葉地方広域市町村圏組合	平成11年 12月27日	消防本部予防課	火災原因調査応援体制の確立
12-12	常磐自動車道 消防相互応援協定	北茨城市	平成12年 3月17日	消防本部警防課	火災・救急・救助事故等の相互協力 (北茨城IC～勿来IC)
12-13	常磐自動車道 消防相互応援協定	双葉地方 広域市町村圏組合	平成14年 1月23日	消防本部警防課	火災・救急・救助事故等の相互協力 (いわき四倉IC～広野IC)
12-14	常磐自動車道 における 救急業務の覚書	日本道路公団東北支社	平成16年 4月14日	消防本部警防課	常磐自動車道における救急業務 (勿来IC～広野IC)
12-15	鉄道災害時における 鉄道事業者と消防 機関との連携に 関する覚書	東日本旅客鉄道(株)3支社、 日本貨物鉄道(株)2支社、 阿武隈急行(株)、 福島交通(株)、 会津鉄道(株)、 野岩鉄道(株)、 福島臨海鉄道(株)、 県内消防機関11機関	平成22年 3月22日	消防本部警防課	鉄道災害発生時における、鉄道事業者との連携により、効率的な消防活動と相互の安全管理体制の確保を図る。

市地域防災計画上の位置づけ（抜粋）

市地域防災計画（風水害対策編）

第 1 章 総則

第 2 節 自助・共助・公助の基本

1 自助・共助の基本

(1) 市民の役割

ア 「自らの身は自ら守る（自助）」及び「自分たちのまちは自分たちで守る（共助）」という意識を持ち、防災訓練や地域の活動に積極的に参加し、災害時の連絡体制の整備や地域のルールづくりを進め、災害に強い市民と地域を形成する。

イ 災害に対する備えを常に怠らず、住宅等の浸水対策を行うなど安全性を確保するとともに、家族の 7 日分の食料、3 日分の飲料水（1 人あたり 1 日 3ℓを目安）、暖房用燃料（灯油等）の一定数量の備蓄、自家用車の満タン給油などのほか、非常持ち出し品の準備、最寄りの避難所・避難場所の確認、災害時における家族の連絡方法の確認などに努める。

ウ 災害時には、隣近所が相互に協力して助け合い、災害や避難指示等の情報の把握、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難にあたっては、障がい者や高齢者をはじめとした要配慮者への支援に努める。

(2) 自主防災組織の役割

ア 日ごろから地域の危険箇所、避難経路、要配慮者の状況等を把握し、独自の防災マップの作成、活動用資機材の整備・点検等に努める。

イ 組織の班編成や活動内容を明確にするとともに、市が実施する防災訓練への参加または独自の防災訓練の実施等を通じて消防団、企業等との連携を深め、地域の防災力の向上に努める。

ウ 市の防災士養成講座や市役所出前講座等を活用し、防災に係る知識の習得に努めるとともに、防災訓練等を通じて地域住民への啓発等に努める。

エ 災害時には、被害情報等の収集・伝達、負傷者の救出救助及び応急手当、初期消火、要配慮者等の避難誘導等を行うとともに、避難所運営に協力するよう努める。

(3) 企業等の役割

ア 災害対応を行うための組織や活動内容、対策の責任者等を明確にするとともに、災害発生時における従業員のとるべき行動、住民や自主防災組織等との連携による地域の防災活動への参加方法等について定める。

イ 防災訓練や研修等の実施、市や地域の防災訓練等への参加を通じて、従業員の災害対応力の向上に努める。

ウ 施設及び設備の安全性確保、消火・救出救助等に係る資機材等の整備、従業

員が帰宅できないことを想定した1日分（3食）以上の食料や飲料水の備蓄に努める。

エ 災害発生時においても企業活動を継続するための業務継続計画（BCP）を策定するとともに、従業員等への周知に努める。

オ 災害時には、市や地域住民、自主防災組織等と連携して、被害情報等の収集・伝達、負傷者の救出救助及び応急手当、初期消火、要配慮者等の避難誘導等を行うよう努める。

2 公助の基本

(1) 市

基礎的地方公共団体として、防災の第一次的責任を有し、災害から市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

市町村を包括する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

災害から市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

日ごろから災害予防体制を整備するとともに、災害時には応急措置を実施する。また、県、市及びその他の防災関係機関の活動に協力する。

いわき市河川洪水ハザードマップの改訂について（1/2）

ハザードマップ改訂の背景

本市におけるこれまでの河川洪水ハザードマップは、50年から70年に1回程度の大雨（河川の計画規模）を想定し、福島県により公表された洪水浸水想定区域を基に作成しております。

しかし、平成26年8月の西日本における豪雨など、当時の想定を超える浸水被害が多発したことから、国において平成27年に洪水浸水想定基準を1,000年に1回程度の大雨（想定し得る最大規模）に見直す水防法の改正がなされました。

これにより県では、夏井川、新川、好間川、仁井田川、及び鮫川の5河川について、見直した洪水浸水想定区域を公表したことから、本市においてもマップの改訂作業を進めて来ましたが、この度、近年の新たな防災・減災の取り組みや、「いわき市台風第19号における災害対応検証委員会」での中間報告を反映したマップの改訂をしました。

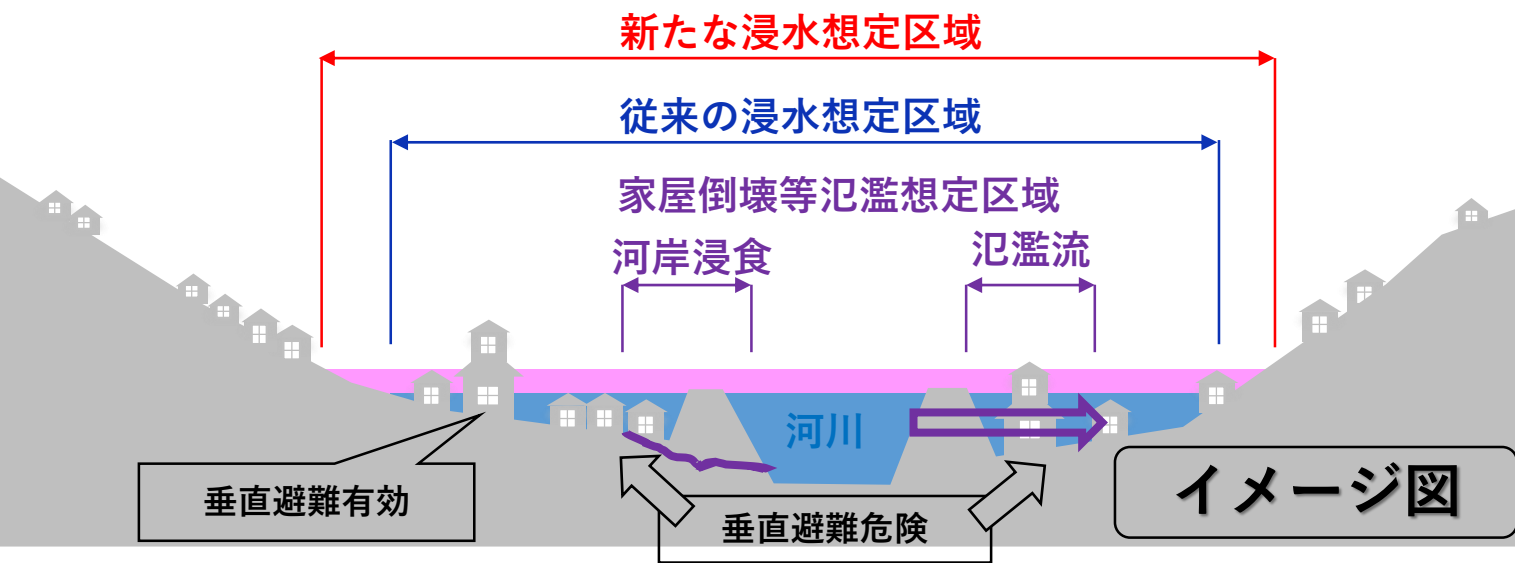
想定最大規模への改訂について

想定最大規模降雨量（1000年に1回程度の大雨の降雨量）

- 夏井川流域：48時間 総雨量：533.9mm（これまでは327mm）
- 鮫川流域：48時間 総雨量：547.2mm（これまでは360mm）

想定最大規模の浸水想定へ見直されたことにより、「従来の浸水想定区域」と比較して「新たな浸水想定区域」は拡大することとなります。

また、平成27年9月関東・東北豪雨において堤防決壊に伴う氾濫流により家屋が倒壊・流出したことを踏まえ、住民等に対し家屋の倒壊・流出をもたらす堤防決壊に伴う氾濫流や河岸浸食が発生することが想定される区域「家屋倒壊等氾濫想定区域」についても表示しました。



いわき市河川洪水ハザードマップの内容

- 想定し得る最大規模の大雨での洪水が発生した場合の浸水範囲と浸水深の表示
- 家屋倒壊等氾濫想定区域の表示（エリア外に避難か垂直避難が可能かの検討）
- 土砂災害警戒区域等の表示
- 大雨(台風)対応マイ・タイムラインの掲載（避難行動を事前確認し災害に備える）
- 避難行動判定フローの掲載（市の開設した避難所への避難のみが避難ではない）
- 水位と避難するタイミングの目安について掲載（河川水位と避難情報の意味や関係性を理解）
- 水防信号についての説明を掲載（消防団等が鳴らすサイレンの意味を理解）
- 水位観測所・危機管理型水位計（令和2年6月現在）の表示
- 市指定避難所（駐車可能台数）・福祉避難所の表示 など

学習情報について

大雨（台風）対応マイ・タイムライン、避難行動判定フロー、水防信号とは、河川の水位と避難するタイミングの目安、などの学習情報について平常時に確認や作成することで、どのような情報で、いつどこへ避難するのかを事前に学習し災害時の避難行動につなげます。

災害時に慌てずに避難できるよう平常時に作成する「大雨（台風）対応マイ・タイムライン」作成ページを新たに表示

大雨（台風）対応マイ・タイムライン

あなたの行動

日頃から

- 防災マップ(河川洪水ハザードマップ等)を基に自分の住んでいる地域のハザード(洪水、土砂災害)を確認する
- 家族と避難場所を決めておく
- 非常持出品の準備をしておく
- 防災気象情報の確認方法を知っておく(テレビのボタン・ラジオ等)
- 国土交通省 川の水位情報 (検索)
- 福島県河川流域総合情報システム (検索)
- (雨量・川の水位・土砂災害危険度が確認できます。)
- マイ・タイムラインを確認する
- 防災気象情報を確認する
- 雨量
- 川の水位
- 土砂災害危険度
- 非常持出品を確認する
- 台風への対策をする
- 飛ばされそうな物の片づけ
- 窓の施錠の確認
- 携帯電話の充電
- 避難の準備
- 避難経路の確認
- 洪水:河川の水位がはん濫注意水位に到達
- 土砂:近隣で前兆現象の発見
- 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始
- 避難に時間を要する者とその支援者は避難を開始する
- より激しい降雨
- 土砂災害警戒情報
- 洪水:河川の水位が避難判断水位に到達
- 土砂:土砂災害警戒情報の判定基準を超過
- 警戒レベル4 避難勧告・避難指示(緊急)
- 避難場所へ速やかに避難する【避難完了】
- 警戒レベル5 災害発生情報
- 大雨特別警戒
- 既に災害が発生している状況であり、命を守る最善の行動をとる

事前の確認

いわき市河川洪水ハザードマップ・いわき市防災マップを確認

※マップは、いわき市ホームページでも確認できます

【いわき市防災情報サイト】

- 防災マップ・ハザードマップ <http://www.city.iwaki.lg.jp/>

Q あなたの住んでいる地域の危険は？

- 洪水浸水想定区域内
- 土砂災害警戒区域内

※「浸水想定区域」や「土砂災害警戒区域」等の情報は、いわき市公式ホームページ又は、福島県公式ホームページからも確認できます

Q あなたの自宅の想定される浸水深は？

※河川洪水ハザードマップを確認または、国土交通省の地点別浸水シミュレーションで自宅の浸水シミュレーションを確認

Q あなたのとるべき避難行動は？

※避難行動判定フローを確認

Q 家族で決めた避難場所は？

第1候補 移動時間 分

第2候補 移動時間 分

第3候補 移動時間 分

Q 非常持出品の準備は大丈夫？

※リュックサックなどにいれておく

- 食料・飲料水 □ ライト □ 携帯ラジオ
- 現金 □ 充電器 □ 防寒具
- 保険証 □ メガネ □ 常備薬 など

Q 避難するタイミングは？

- 警戒レベル 3 避難準備・高齢者等避難開始
- 警戒レベル 4 避難勧告・避難指示(緊急)

※万が一逃げ遅れた場合は、近隣の頑丈な建物や自宅内で安全を確保しましょう

Q いわき市防災メールは登録しましたか？

登録は右のQRコードを読み取り、空メールを送信

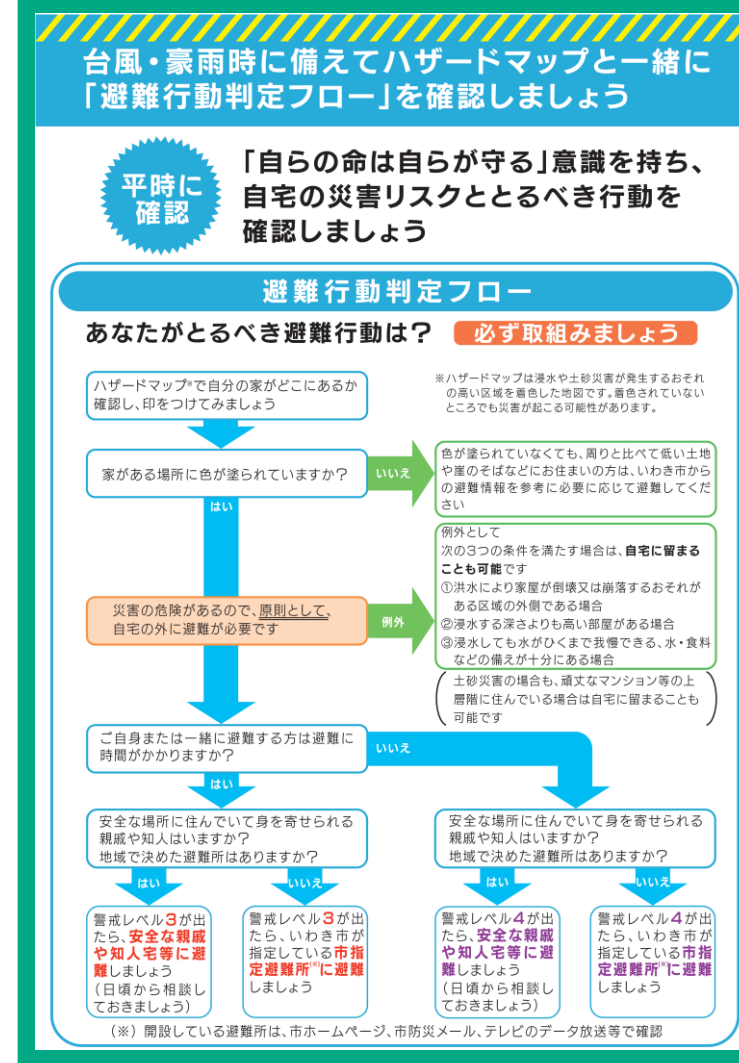
仮登録のメールが届きます

※迷惑メール設定をされている方は、[city.iwaki.fukushima.jp]からのメールを受信可能に設定してください。

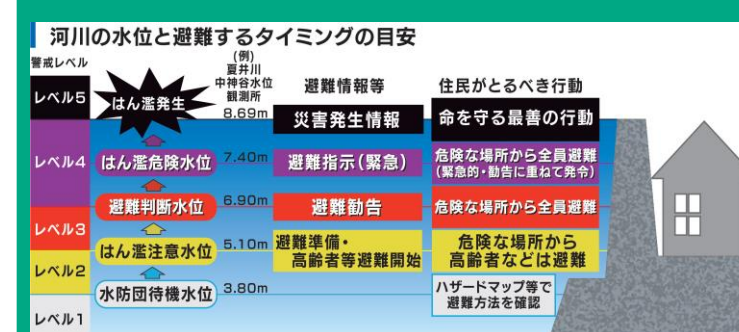
避難情報（避難勧告等）の発令や避難所開設をお知らせする「水防信号（サイレン）の運用」について新たに表示

水防信号とは		
大雨などが原因で、河川がはん濫注意水位に達し避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合や、浸水が予想される区域にお住まいの方に、避難勧告等が発令された場合などに避難を促すためにサイレン(水防信号)を鳴らすものです。		
信号の種類	信号の内容（ ）は市の運用です	サイレン信号（秒数は目安）
第1信号	はん濫注意水位に達したことを知らせる。(避難準備・高齢者等避難開始が発令され避難所が開設された時)	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ - 休止
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出勤するべきことを知らせる。※携帯電話等による周知が困難な場合のみ	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ - 休止
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせる。※携帯電話等による周知が困難な場合のみ	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ - 休止
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため、立ち退くべきことを知らせる。(避難勧告・避難指示(緊急)、災害発生情報が発令された時)	1分 5秒 1分 ○ - 休止 - ○

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクととるべき行動を平常時に確認する「避難行動判定フロー」を新たに表示



河川水位に対する警戒レベル（5段階）を付した避難情報と住民がとるべき行動の関連性について新たに表示



いわき市河川洪水ハザードマップの改訂について (2/2)

ハザードマップの見方

凡 例

想定し得る最大規模の降雨によって河川が増水し、浸水被害が発生した場合に予想される浸水の範囲を示しています。
開設されている避難所については、市ホームページ、市防災メール、テレビのデータ放送等で確認してください。なお、福祉避難所は、一般避難所の要配慮者状況等を判断し必要時に開設します。

<指定避難所>

**避難可能な施設**

**避難可能な施設**
浸水時車両の乗入れが不可能な施設

**使用不可**
洪水のおそれがある時は避難不可能な施設

**避難可能な施設**

**使用不可**
洪水のおそれがある時は避難不可能な施設

洪水のおそれがある時に避難可能な避難所、浸水で車両の乗入れが不可能な避難所、使用不可の避難所に分けて表示

<福祉避難所>

※要配慮の方が利用する避難所

<公共・防災関係施設>

- 市役所・支所
- 防災関係機関・救急機関
- 水位観測所
- 危機管理型水位計

<浸水深の目安>

**10.0m以上**

**5.0m～10.0m未満**
(ビルの3階まで浸水する)

**3.0m～5.0m未満**
(2階が水没する)

**0.5m～3.0m未満**
(1階が水没する)

**0.5m未満(床下浸水)**
(大人の膝までつかる)

1,000年に1回程度の確率の大雨(想定し得る最大規模)での洪水が発生した場合の浸水範囲と浸水深を表示
配色については、ISO等の基準や色覚障がいのある人への配慮した国土交通省のマップ作成手引きの標準色を使用

早期の立退き避難が必要な区域の表示

<家屋倒壊等はん濫想定区域>

- (河岸侵食・氾濫流)
- 河岸侵食または、氾濫流により家屋が倒壊するおそれがある区域

<洪水浸水実績区域>

- 洪水浸水暫定区域(令和元年豪雨)
- 洪水浸水暫定区域(令和元年東日本台風)
- 洪水浸水実績区域(平成元年8月)
- 洪水浸水実績区域(昭和61年8月)

避難の際に崖崩れ等に注意が必要な区域の表示

<土砂災害警戒区域>

- (令和元年12月20日時点のものです)
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域

※暫定区域であり、区域外でも浸水した箇所、区域内でも浸水していない箇所がある可能性があることから、参考図としてご活用下さい。

いわき市夏井川水系

こうずいひなんちず

洪水避難地図(平地区東部)

想定最大規模

ー河川洪水ハザードマップー

施設名	住所	総駐車可能台数	浸水時利用可否	浸水時車両乗入れ可否
平第一小学校	平字揚土5	110	○	○
平第二小学校	平字梅香町7-1	325	×	×
平第三小学校	平字作町三丁目4-2	240	×	×
平第五小学校	平下荒川字川前58	220	○	○
平第六小学校	平中神谷字石蔵22	230	○	×
草野小学校	平下神谷字宿25	250	○	×
郷ヶ丘小学校	郷ヶ丘三丁目50-18	300	○	○
高久小学校	平下高久字原極64	140	○	○
夏井小学校	平上大越字塚越1	95	○	×
平第一中学校	平字揚土1	150	○	○
平第二中学校	平鎌田字味噌能2	180	○	○
平第三中学校	平谷川瀬字吉野作56	100	○	×
草野中学校	平下神谷字宿25	125	○	×
藤間中学校	平藤間字千ヶ久保76	380	○	○
県立磐城高等学校	平字高月7	500	○	○
県立磐城桜が丘高等学校	平字桜町5	200	○	○
県立平工業高等学校	平下荒川字中割1-3	50	○	○
県立平商業高等学校	平中塩字一水口37-1	350	○	×
平体育館	平字正内町6-1	330	×	×
夏井公民館	平荒田目字高原16	20	○	×
飯野公民館	平下荒川字中割47-1	35	○	○
高久公民館	平下高久字水門100	30	×	×
いわき市北部憩いの家	平上片寄字大平23	15	○	○
馬場集会所	平下高久字馬場122-1	10	○	○
御殿小学校	内郷御殿町二丁目121	174	×	×
御殿保育所	内郷御殿町下宿99	20	○	○
小島町公民館	小島町二丁目10-7	20	×	×
さくら保育園	好間町下好間字沼田112	126	×	×
小谷作集会所	好間町小谷字作畑181	10	○	○

自家用車での早期避難の参考となる避難所の駐車可能台数の表示

土砂災害警戒区域

水位観測所

家屋倒壊等はん濫想定区域

想定し得る最大規模の浸水範囲

